

パブリック・コメント  
実施結果公表用

# 第三期土浦市環境基本計画

## (案)

土浦市

# 第三期土浦市環境基本計画

## 一目 次

第1章 計画の基本的な考え方 ······	1
1. 計画策定の背景 ······	1
2. 計画策定の趣旨 ······	3
3. 計画の期間 ······	3
4. 計画の性格 ······	4
5. 計画の対象地域 ······	4
6. 対象とする環境の範囲 ······	5
 第2章 本市を取り巻く主な環境課題 ······	6
1. 霞ヶ浦や河川などの多様な水辺空間を取り巻く課題 ······	6
2. 里山の風景を取り巻く課題 ······	8
3. 地球温暖化対策を取り巻く課題 ······	10
4. 循環型社会の形成を取り巻く課題 ······	12
5. その他の本市の環境を取り巻く課題 ······	15
 第3章 環境目標 ······	17
1. 目指すべき将来像 ······	17
2. 行動を展開するにあたっての体系 ······	18
3. 行動を展開するにあたっての体系と SDGs との関連性 ······	20
 第4章 目標を達成するための行動 ······	22
【基本目標1】霞ヶ浦をはじめとする美しい水郷とともに生活できるまちを目指して ······	22
行動方針 1.1 水郷の風景を構成する水と緑を守り、育てよう ······	22
行動方針 1.2 霞ヶ浦をきれいにしよう ······	23
 【基本目標2】多様な生物と共生できるまちを目指して ······	26
行動方針 2.1 生物多様性を保全しよう ······	26
行動方針 2.2 様々な生態系サービスを理解し、享受できる環境をつくろう ······	27
 【基本目標3】気候変動に適応した脱炭素社会を目指して ······	30
行動方針 3.1 地球規模で考え、できることから行動しよう ······	30
行動方針 3.2 ゼロカーボンの実現に向けた取組をはじめよう ······	31
行動方針 3.3 気候変動に適応したまちをつくろう ······	33

【基本目標4】健康で安心して暮らせる循環型社会を目指して ······	37
行動方針4.1ものを大切にし、ごみを少なくしよう ······	37
行動方針4.2公害のないまちをつくろう ······	39
行動方針4.3快適で潤いのあるまちをつくろう ······	41
 【基本目標5】あらゆる世代が環境保全に取り組むまちを目指して ······	47
行動方針5.1環境について知り、学び、情報を共有しよう ······	47
行動方針5.2各主体が各場面で連携し、行動しよう ······	48
 第5章 リーディングプロジェクト ······	51
1. リーディングプロジェクト設定の考え方 ······	51
【リーディングプロジェクト1】	
ゼロカーボンシティつちうらの実現推進プロジェクト ······	53
【リーディングプロジェクト2】	
豊かで健全な生物多様性が息づくまち つちうらの実現推進プロジェクト ······	56
【リーディングプロジェクト3】	
あらゆる場面で資源が循環するまち つちうらの実現推進プロジェクト ······	59
 第6章 計画の推進と進行管理 ······	62
1. 推進体制 ······	62
2. 進行管理方法 ······	64
 資料編	
資料1 環境の現状 ······	67
資料2 環境アンケート調査結果 ······	98
資料3 策定までの経緯 ······	113
資料4 市長の諮問 ······	114
資料5 土浦市環境審議会の答申 ······	115
資料6 土浦市環境審議会委員名簿 ······	116
資料7 土浦市環境基本条例 ······	117
資料8 土浦市環境基本計画推進協議会設置要綱 ······	125
資料9 用語集 ······	127

本文中で「※」を示した用語は、資料編の「用語集」で説明しています。

# 第1章 | 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景

本市は、環境の保全及び創造に関する基本理念を示した「土浦市環境基本条例※（平成 12（2000）年 3 月制定）」に基づき、平成 14（2002）年 1 月に土浦市環境基本計画（以下、第一期計画）を策定しました。その後、平成 19（2007）年 3 月に旧新治村との合併を含む社会情勢や環境の変化などを踏まえ第一期計画を改訂し、さらに、平成 24（2012）年 3 月には第二期土浦市環境基本計画（以下、第二期計画）を策定、平成 29（2017）年 3 月には第二期計画を改訂し、本市における環境行政を推進してきました。

このような中、我が国の環境を取り巻く社会情勢は日々変化し続けています。特に、地球温暖化対策では、平成 27（2015）年の COP21※（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）でのパリ協定の採択により、今世紀後半に温室効果ガス※の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル※）の達成を目指すことが定められ、我が国においても、令和 3（2021）年 4 月に令和 12（2030）年度の温室効果ガス※削減目標について、平成 25（2013）年度比 46% 削減を表明し、同年 10 月に地球温暖化対策計画を改訂するなど、さらなる目標に向けた取組が求められています。

また、平成 27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals）が採択され、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されました。これを受けて、我が国においても、平成 28（2016）年に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体で SDGs の目標に資する取組を推進するようになりました。

さらに、本市にとってより身近な世界的な動向としては、平成 30（2018）年 10 月に「第 17 回世界湖沼会議※」が茨城県（以下、県）で開催されました。会議では、湖沼環境の健全性を維持しつつ、「生態系サービス※を平衡に享受すること」、「生態系サービス※を次世代に引き継ぐこと」が「いばらき霞ヶ浦宣言 2018※」により採択され、本市にとっても長年の課題である霞ヶ浦の水質を保全することはもちろん、生物多様性※の保全への展開に向けたさらなる取組が求められることとなりました。

本市としても、第 17 回世界湖沼会議※にあわせて開催した「サテライトつちうら」、平成 30（2018）年 10 月に家庭ごみ処理有料化の開始、令和 2（2020）年 7 月にゼロカーボンシティ※の表明のほか、アライグマやオオキンケイギク等の特定外来生物※の駆除など、様々な環境対策を講じてきました。

これらを踏まえ、第三期土浦市環境基本計画（以下、本計画）は、第二期計画期間が終了し、第二期計画策定以降の環境を取り巻く社会情勢を背景に、令和 4（2022）年度からの 10 年間で本市が取り組むべき環境保全行動について策定するものです。

## ■本市における主な環境関連計画の策定経緯と世界と日本の主な出来事

年	本市の主な環境関連計画の策定経緯	世界と日本の主な出来事
H4 (1992)	・土浦市生活排水対策推進計画策定	
H5 (1993)		・環境基本法制定
H12 (2000)	・土浦市環境基本条例制定	
H14 (2002)	・土浦市環境基本計画策定 ・土浦市ごみ処理基本計画策定	
H19 (2007)	・土浦市環境基本計画（改訂版）策定 ・土浦市ごみ処理基本計画（改訂版）策定	
H20 (2008)		・生物多様性基本法制定
H21 (2009)	・第二期土浦市生活排水対策推進計画策定	
H22 (2010)	・土浦市地球温暖化防止行動計画策定 ・土浦市バイオマスタウン構想策定	
H24 (2012)	・第二期土浦市環境基本計画策定 ・第2次土浦市ごみ処理基本計画策定	・COP18（気候変動枠組条約第18回締約国会議）、 CMP8（京都議定書第8回締約国会合）開催 ・リオ+20（国連持続可能な開発会議）開催 ・第四次環境基本計画閣議決定 ・生物多様性国家戦略2012～2020閣議決定
H25 (2013)		・COP19、CMP9開催 ・第三次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・2020年度の我が国の温室効果ガス削減目標（2005年度比3.8%削減）を表明
H26 (2014)	・第二期土浦市生活排水対策推進計画後期計画策定	・COP20、CMP10開催 ・第4次エネルギー基本計画閣議決定 ・水循環基本法制定
H27 (2015)	・土浦市地球温暖化防止行動計画（改訂版）策定	・COP21、CMP11開催 ・パリ協定採択 ・持続可能な開発目標（SDGs）を中心とする持続可能な開発のための2030アジェンダ採択 ・日本の約束草案（2030年度の温室効果ガス削減目標2013年度比26%削減）を国連へ提出 ・気候変動の影響への適応計画閣議決定
H28 (2016)		・パリ協定発効 ・COP22、CMP12、CMA1（パリ協定第1回締約国会合）開催 ・地球温暖化対策計画閣議決定 ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律施行
H29 (2017)	・第二期土浦市環境基本計画（改訂版）策定 ・第2次土浦市ごみ処理基本計画後期計画策定	・COP23、CMP13、CMA1-2（第2部）開催
H30 (2018)		・第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）開催 ・COP24、CMP14、CMA1-3（第3部）開催 ・第五次環境基本計画閣議決定 ・気候変動適応法制定 ・第四次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 ・第5次エネルギー基本計画閣議決定 ・気候変動適応計画閣議決定
H31/R1 (2019)	・第三期土浦市生活排水対策推進計画策定	・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略閣議決定 ・COP25、CMP15、CMA2開催
R2 (2020)	・第二期土浦市地球温暖化防止行動計画策定 ・「ゼロカーボンシティ」宣言	・「気候危機」宣言 ・「2050年カーボンニュートラル」宣言
R3 (2021)		・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正案閣議決定 ・2030年度の我が国の温室効果ガス削減目標（2013年度比46%削減）を表明 ・第6次エネルギー基本計画閣議決定 ・COP26、CMP16、CMA3開催

## 2. 計画策定の趣旨

本計画は、現在と将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に定められた「土浦市環境基本条例※」に示される理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び、それら施策を計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。

さらに、現在の環境問題を取り巻く社会的動向や課題に対応した市民・事業者・市の三者が実施するべき行動や、重点的に取り組むべき行動を示す計画となります。

### ■土浦市環境基本条例に掲げられた基本理念

#### (基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が環境からの健全で豊かな恵みを十分に受け取り、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に限りがあるとの認識の下、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が築かれるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者、市民等が公平な役割分担と責務の自覚の下、協働して積極的に行われなければならない。
- 4 霞ヶ浦その他の豊かな自然、歴史及び文化は、土浦らしさを表わす風土として保全するとともに、新たな風土を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかなければならない。
- 5 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、事業活動や日常生活が地球の環境に及ぼす影響を十分認識し、国際的な協調の下、地球環境の保全に資する行動により、積極的に推進されなければならない。

## 3. 計画の期間

本計画は、将来のあるべき姿としての本市の環境の将来像を長期的に展望しながら、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間を計画期間とします。なお、本計画は、中間年次となる令和8(2026)年度に、その時点における環境を取り巻く社会情勢や本市の環境課題を踏まえ、中間見直しを行うものとします。

### ■計画の期間

令和（年度）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
西暦（年度）	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
第三期土浦市環境基本計画	開始年度				中間見直年度					終了年度

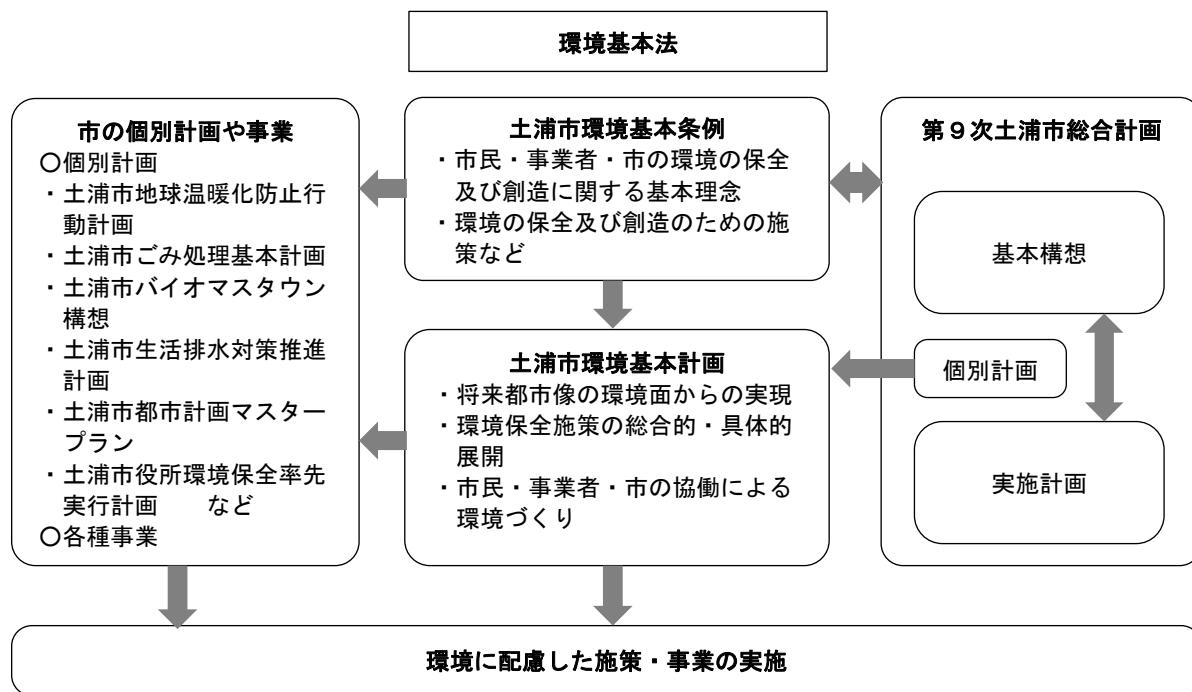
## 4. 計画の性格

本計画は、「土浦市環境基本条例※」に基づくものであるとともに、「第9次土浦市総合計画」に掲げる将来像「夢のある、元気のある土浦」の実現を環境面から目指すものです。

本計画は、本市の良好な環境づくりに向けての基本的な考え方、目標及び達成手段を明らかにするものであり、本市における各種計画及び施策の環境に関する分野の立案・実施に際しての基本的な考え方を示しています。

本計画で示す施策の実施にあたっては、本市における他の計画と整合・補完・連携して展開していきます。

さらに、本計画で示す環境の将来像の実現にあたっては、市民（民間団体を含む）・事業者が環境に配慮した取組を行い、市を含めて連携した取組を行っていくことが必要なことから、各主体の取組についても示す計画となっています。



## 5. 計画の対象地域

本計画は、本市全域を対象とします。

## 6. 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、近年の環境に関する社会情勢や本市における環境課題を踏まえ、以下のとおりとします。

### ■対象とする環境の範囲

対 象	環境要素
霞ヶ浦を中心とした水環境に関わること	霞ヶ浦、河川等の水との触れ合いや水質改善など、本市のシンボルである水郷のまちの形成に関わる要素が含まれます。 (主なキーワード：霞ヶ浦、河川、用水路、水辺など)
生物多様性※の保全など自然環境に関わること	地域の豊かな自然、貴重な生物の保全など、健全な生物多様性※の保全に関わる要素が含まれます。 (主なキーワード：里山※・山林、生物多様性※など)
脱炭素社会※の形成など地球規模の環境保全に関わること	エネルギー問題、地球温暖化など、地域や国を超えたグローバルな視点に立った脱炭素社会※の形成に向けた取組に関わる要素が含まれます。 (主なキーワード：エネルギー、地球温暖化（緩和策※・適応策※）、気候変動、ゼロカーボンなど)
健康で快適なまちの形成など身近な環境問題に関わること	ごみ問題、都市型公害に対する課題、まちなみの保全と創出、歴史・文化の保全など、身近な市民生活における快適性の向上に関わる要素が含まれます。 (主なキーワード：廃棄物、大気、水質、騒音、振動、公園、景観、歴史・文化など)
環境保全への意識向上や保全行動に取り組む人づくりに関わること	環境教育・環境学習、環境情報の共有化、様々な立場、世代、年齢の市民一人ひとりの意識向上など、人材育成に関わる要素が含まれます。 (主なキーワード：環境教育・環境学習、情報収集・情報共有、実践者の拡大、ボランティア活動など)

## 第2章 本市を取り巻く主な環境課題

ここでは、本市の環境の現状や環境に関わる様々な社会情勢を踏まえた、本市を取り巻く環境課題を示します。

なお、本市の環境に関わる現状の詳細データや令和2（2020）年12月に実施した市民と事業者を対象とした環境アンケート調査の結果は、資料編に示します。

### 1. 霞ヶ浦や河川などの多様な水辺空間を取り巻く課題

#### 課題1 さらなる霞ヶ浦の水質改善に取り組み、 真に美しい水郷のまちを実現する必要がある

本市は、霞ヶ浦や河川などの多様な水辺により、特徴のある地域の景観が形成されています。

これらの水辺空間を有する本市は水郷と呼ばれ、市民の快適な生活空間を支えるとともに、水辺の貴重な動植物の生息空間となっています。

一方、長年にわたる本市の重要課題である霞ヶ浦や河川の水質改善については、これまでにも重点的に取り組んできたにもかかわらず、決して十分な改善に至っているとはいえない状況にあります。

平成30（2018）年10月に県で開催された「第17回世界湖沼会議※」では、湖沼環境の健全性を維持しつつ、「生態系サービス※を衡平に享受すること」、「生態系サービス※を次世代に引き継ぐこと」が「いばらき霞ヶ浦宣言2018※」により採択されたことを契機に、霞ヶ浦の水質を保全することはもちろん、生物多様性※の保全への展開に向けた取組が求められています。



■霞ヶ浦の風景



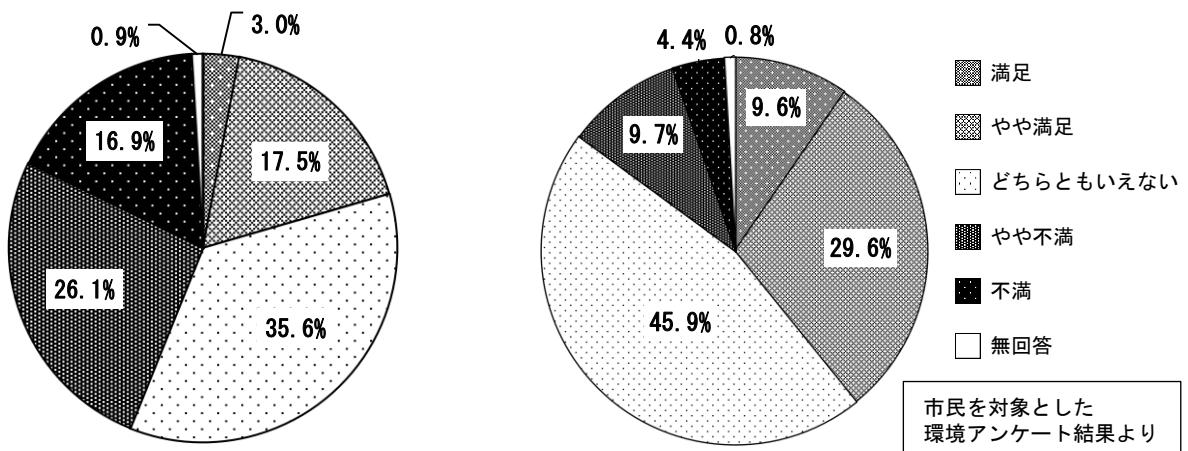
■第17回世界湖沼会議サテライトつちうら ハイスクール会議

本市が実施している霞ヶ浦の土浦入り沿岸部3地点（大岩田・川口二丁目・沖宿）での化学的酸素要求量※（COD）の結果は、近年においてはやや改善がみられるものの、どの地点でも環境基

準※を超過しており、推移は横ばいとなっています。近年の傾向としては、工場・事業所等の排水は、規制・基準等が定められたこともあります。改善が進んでいますが、生活排水や農地・市街地等からの面源による負荷の比率が大きくなっています。また、市内の雨水や生活排水等は、下水道等や市内を流れる河川などを経て、最終的にすべて霞ヶ浦（西浦）に流れ込みますが、

市内のおおのの河川においては、生物化学的酸素要求量※（BOD）が環境基準※を超過しています。

さらに、令和2（2020）年12月に実施した市民を対象とした環境アンケート調査の結果では、霞ヶ浦・河川のきれいさに対して、「満足・やや満足」と回答した市民が20.5%、霞ヶ浦など自然からの恩恵に対して、「満足・やや満足」と回答した市民が39.2%にとどまり、市民の半数以上が霞ヶ浦をはじめとする水環境に十分に満足していないことが伺えます。



■霞ヶ浦・河川のきれいさに対する満足度 ■霞ヶ浦など自然からの恩恵に対する満足度

このような状況の中、県においても「茨城県霞ヶ浦水質保全条例※」等の一部を改正し、令和3（2021）年4月から排水規制が強化されました。排水規制では、個々の排水量は少ないものの、数が多い小規模事業所からの排水による霞ヶ浦の水質への影響が見過ごせないことから、霞ヶ浦流域の小規模事業所にも排水処理の徹底を求めるものになっています。

霞ヶ浦の水質改善にあたっては、県や流域自治体はもちろん、市民・事業者と連携した取組が必要であることから、本市においても、さらなる霞ヶ浦の水質改善に取り組んでいく必要があります。

これらのことから、市民一人ひとりの生活や市内全ての事業者の事業活動が、霞ヶ浦や河川の水質環境への負荷を与えていることを自覚するとともに、霞ヶ浦が本市の生物多様性※を支え、市民生活に豊かな自然の恩恵を受けていることを意識し、真に美しい水郷のまちを実現する必要があります。

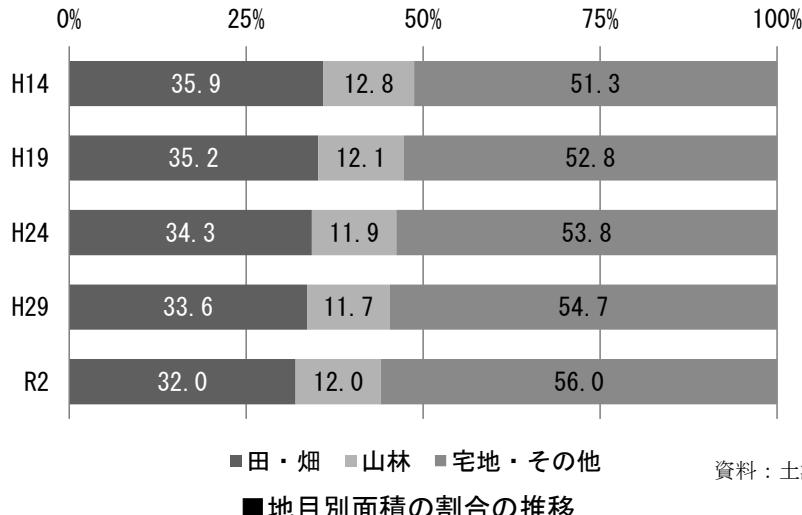
## 2. 里山の風景を取り巻く課題

### 課題2 豊かな生物多様性を支える里山の風景を保全する必要がある

本市は、霞ヶ浦や河川などの水辺の環境とともに、宍塙大池周辺や筑波山麓など、市内に残る比較的良好な平地林や里山林などの緑の環境により、本市の豊かな自然が育まれています。

これらの緑の環境は、一昔前までは、薪炭材や肥料となる落ち葉の供給源など、日常生活に密着した里山<sup>\*</sup>として手入れされてきました。しかし、現在は山林からの薪炭等の資源利用や林業従事者の減少、竹林の管理不足による拡大など、農地の減少とともに、人と里山<sup>\*</sup>との関わりが薄れ、里山<sup>\*</sup>の風景の荒廃が進んでいます。さらに、近年では、太陽光発電事業などの開発による平地林の減少も懸念されています。

本市の地目別土地利用をみると、農地（田・畠）32%、山林 12%、宅地・その他 56%となって います。おおよそ 10 年前までは田・畠、山林の緑と、宅地・他の割合がおおよそ半分ずつでした が、その後、田・畠、山林の緑の割合の減少が続き、現在は宅地・他の割合が多くなって います。



資料：土浦市環境白書

これらの里山<sup>\*</sup>の風景は、本市の健全な生物多様性<sup>\*</sup>を支えており、これらを保全することが生物多様性<sup>\*</sup>を保全することにもつながります。生物多様性<sup>\*</sup>の保全とは、「遺伝子の多様性」、「種の多様性」、「生態系の多様性」の生物多様性<sup>\*</sup>の 3 つのレベルが豊かに保たれている状態のことをいい、私たちは、暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品など、様々な生物多様性<sup>\*</sup>の恵み



■宍塙に残る里山



■筑波連山（朝日峰）の風景

(生態系サービス)を受け取っています。このことから、霞ヶ浦をはじめとする水辺とともに、里山<sup>\*</sup>をはじめとした様々な自然が育む生物多様性<sup>\*</sup>が、市民の持続可能な暮らしを支えているといえます。



#### 【遺伝子の多様性】

同じ種でも形や模様、生態などに多様な個性があること。

#### 【種の多様性】

動物、鳥、魚、植物などいろいろな種類の生きものがいること。

#### 【生態系の多様性】

各地に森林、草地、河川など様々なタイプの自然があること。

### ■生物多様性の3つのレベル

資料：環境省

一方、本市に生息する生物には、イノシシやイタチ、ホンドタヌキ、ホンドギツネ、猛禽類など、生態系の豊かさを示す食物連鎖<sup>\*</sup>の上位種や清らかな水域に生息するゲンジボタル等も確認されていますが、都市化に伴う樹林地や農地の減少、農業の担い手不足等による農地の荒廃、農薬や農業用水路のコンクリート化等により、里山<sup>\*</sup>に生きる生物たちの生息環境が狭まりつつあります。

さらに、近年、市内で確認されているアライグマやオオキンケイギクなどの特定外来生物<sup>\*</sup>のほか、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）等の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」に記載されている種、その他外来種の存在により、本市の健全な生物多様性<sup>\*</sup>が脅かされているとともに、市民生活の快適性を損なう要因の一つとなっています。



■ゲンジボタル



### ■特定外来生物の駆除（アライグマ・オオキンケイギク）

これらのことから、失われつつある本市の豊かな自然と人が関わって形成されてきた里山<sup>\*</sup>の風景を保全し、健全な生物多様性<sup>\*</sup>が永続的に確保される取組を講じることが必要です。

### 3. 地球温暖化対策を取り巻く課題

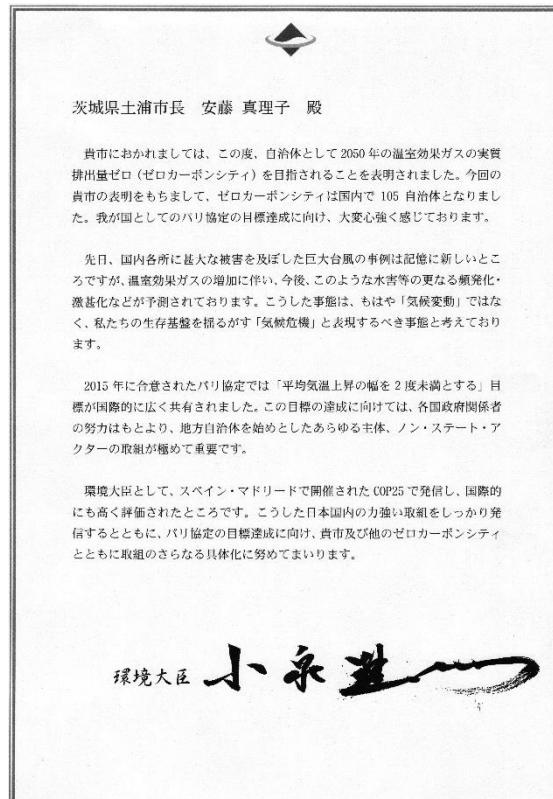
#### 課題3 これまでの低炭素社会から「脱炭素社会」の実現に向けて、行動を強化する必要がある

平成30（2018）年に公表されたIPCC※（国連気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるには、令和32（2050）年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされています。

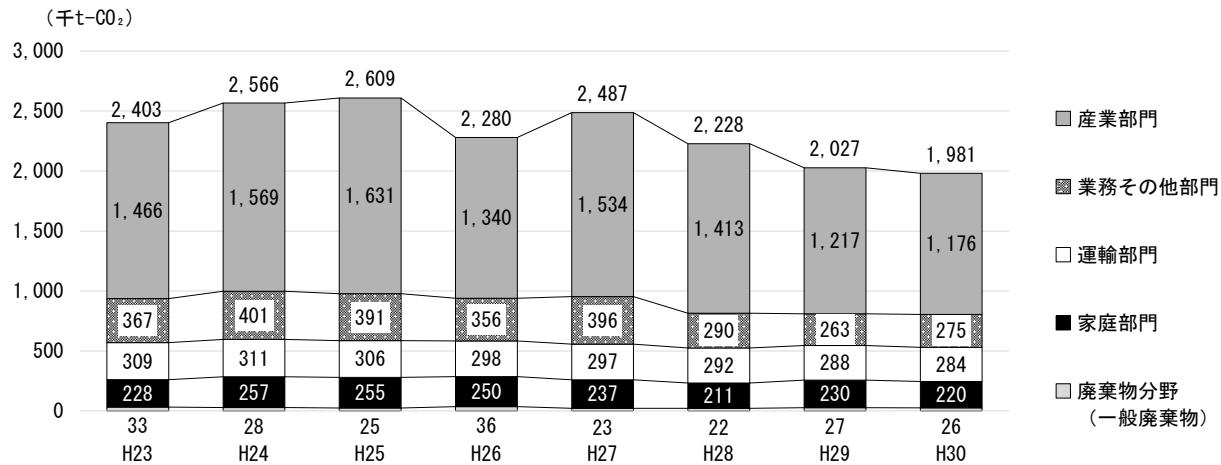
本市では、令和2（2020）年7月に「廃棄物と環境を考える協議会」において、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ※宣言」を共同表明しました。

国では、令和2（2020）年10月に「2050年カーボンニュートラル※（脱炭素社会※の実現）」を宣言するとともに、令和3（2021）年4月に令和12（2030）年度の温室効果ガス※排出量を平成25（2013）年度比で26%削減から46%削減に引き上げて、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくと表明し、同年10月に地球温暖化対策計画を改訂しました。なお、同目標に向けては、家庭部門66%、業務その他部門51%、産業部門38%、運輸部門35%の削減を見込んでいます。

平成30（2018）年度の市域から排出された温室効果ガス※は1,981千t-CO<sub>2</sub>で、近年は減少傾向となっています。部門別排出量の内訳は、大手企業の立地を含む工業団地等を有していることから、産業部門の製造業が58%と最も多くを占めていることが特徴です。



■「ゼロカーボンシティ」認定書



資料：自治体排出カルテ（環境省）より作成

■市域から排出された温室効果ガスの推移

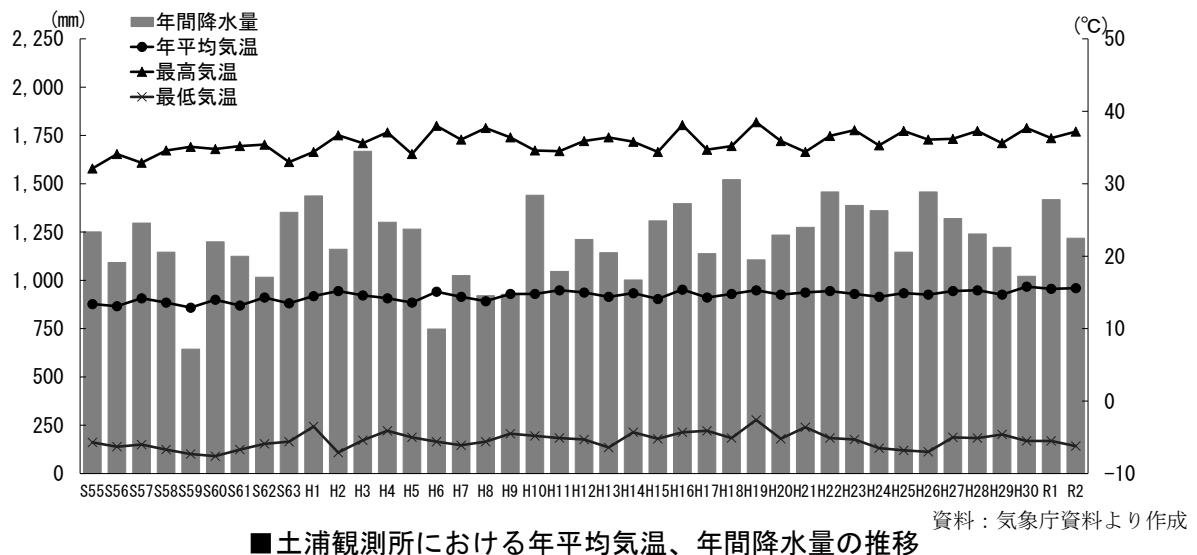
我が国の温室効果ガス<sup>\*</sup>削減目標である平成 25（2013）年度比 46% 削減に対して、本市では、平成 30（2018）年度時点において、平成 25（2013）年度（2,609 千 t-CO<sub>2</sub>）比で 24.1% 削減している状況にあります。

一方、令和 2（2020）年 3 月に策定した第二期土浦市地球温暖化防止行動計画<sup>※</sup>（以下、第二期行動計画）での将来推計では、産業部門・家庭部門・業務その他部門が平成 28（2016）年度と比較し増加する見込みとなっていることから、全体の温室効果ガス<sup>\*</sup>排出量は微増していくものと予測しており、国の目標や本市の温室効果ガス<sup>\*</sup>排出量の将来予測を踏まえると、ゼロカーボンシティ<sup>\*</sup>の実現に向けては大きなハードルがあるものと考えられます。

なお、脱炭素社会<sup>\*</sup>の実現に向けては、再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の活用が有効であり、代表的な対策として太陽光発電がありますが、これまでに導入された発電設備が既に使用済となって排出され始め、排出量は過去の普及カーブに沿って加速度的に増加することが想定されています。このことから、再生可能エネルギー<sup>\*</sup>の大量導入を支える処理（リユース・リサイクル・埋立て処分）の方策についても検討が求められています。

さらに、近年では国内外で深刻な気象災害が多発しています。本市の年平均気温、年間降水量の長期的な傾向をみると、気温、降水量ともに上昇、増加傾向となっていることから、今後の気象災害の発生を想定した対策が求められています。

国では、地球温暖化により、今後の豪雨災害などのさらなる頻発化・激甚化を予測しており、これまでの「気候変動」から「気候危機」というキーワードを掲げ、令和 2（2020）年 6 月に「気候危機宣言<sup>\*</sup>」を発出しました。



IPCC<sup>\*</sup>の報告書でも、今後、地球温暖化に伴い、気象災害のリスクがさらに高まると予測されており、これまでの温室効果ガス<sup>\*</sup>の排出削減対策（緩和策<sup>\*</sup>）と併せて、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策<sup>\*</sup>）を講じることが求められています。

本市では、第二期行動計画を策定し、「水と緑　人と人の『環』でつくる低炭素都市を目指して」を将来像とした地球温暖化対策を推進していますが、国の新たな温室効果ガス<sup>\*</sup>削減目標を踏まえ、低炭素社会<sup>\*</sup>から「脱炭素社会<sup>\*</sup>」を見据えた、さらなる対策の強化が求められています。

これらのことから、緩和策<sup>\*</sup>と適応策<sup>\*</sup>を念頭に置いた、本市における脱炭素社会<sup>\*</sup>の実現を目指す必要があります。

## 4. 循環型社会の形成を取り巻く課題

### 課題4 さらなるごみの減量とリサイクルを進める必要がある

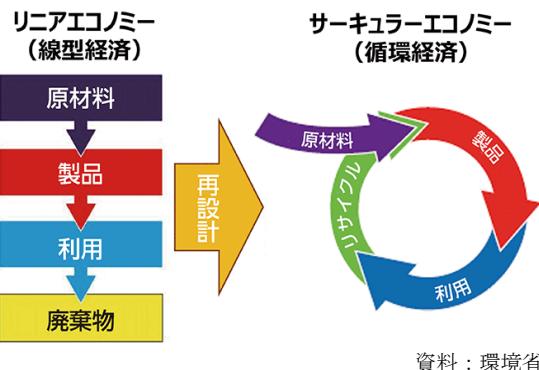
大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するとともに、気候変動、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による生物多様性※の破壊など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

近年では、資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、世界においては、一方通行型の経済社会活動「線型経済※」から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済※」への移行が求められています。

こうした背景により、国では、平成13（2001）年1月に定められた「循環型社会形成推進基本法※」に基づき、平成30（2018）年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画※」を閣議決定し、高齢化社会や頻発する災害などを考慮しつつ、環境面、経済面、社会面における統合的な取組が進められています。特に、プラスチックについては、加工のしやすさ、用途の多様さから非常に多くの製品に利用されている一方で、廃プラスチックの有効利用率は低く、さらには海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な課題となっています。

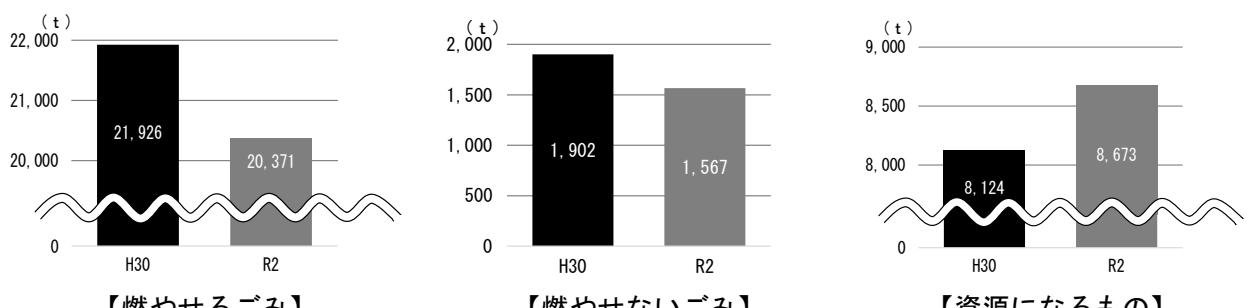
このようなことから、令和元（2019）年5月には、3R+Renewable※（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略※」が策定され、令和4（2022）年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されます。

本市では、平成24（2012）年3月に廃棄物処理の基本的方針である第2次土浦市ごみ処理基本計画※（以下、第2次計画）を策定（平成29（2017）年3月改訂）し、同計画に基づき廃棄物の減量化や再資源化に積極的に取り組んできました。第2次計画の改訂以降、家庭から出るごみの減量化とリサイクルの推進、費用負担の公平性、市民のごみに対する意識の改革を図ることを目的とし、平成30（2018）年10月から家庭ごみ処理の有料化を開始しました。その結果、家庭ごみの処理量は減少し、資源になるものの量が増加したことから、ごみ処理の有料化によるごみの減量とリサイクルに対する効果が表れています。



資料：環境省

■循環経済の概念図



■家庭ごみ処理有料化によるごみ処理量の推移

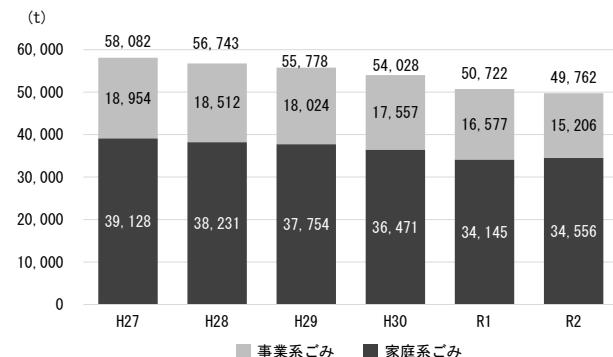
資料：土浦市環境白書

また、本市の廃棄物の総排出量や焼却処理量、埋立て処理量、1人1日当たりのごみ排出量は年々減少しています。

一方、本市では、平成12（2000）年3月から土浦市最終処分場において、土浦市清掃センターからの焼却残渣、不燃破砕物等の埋立て処分を開始していますが、令和3（2021）年3月現在の残余容量が約30%とひっ迫が進み、将来的な最終処分の在り方が課題となっています。

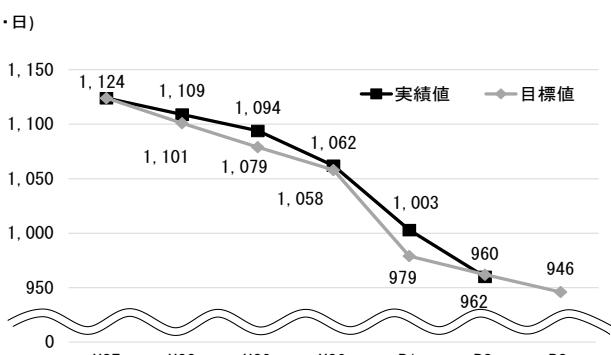


■最終処分場



■ごみ排出量の推移

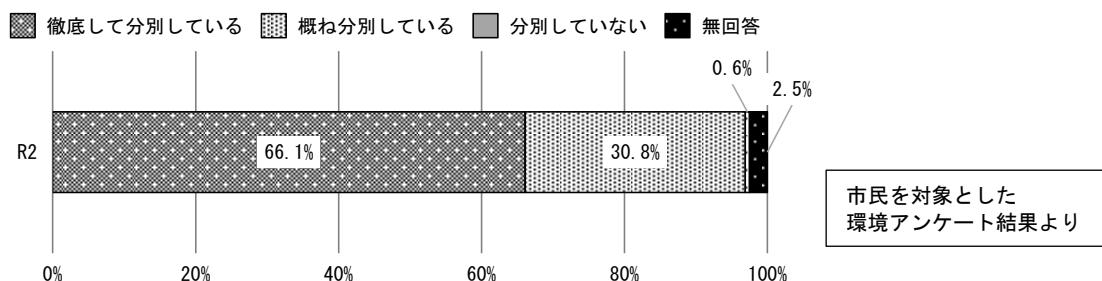
資料：土浦市環境白書



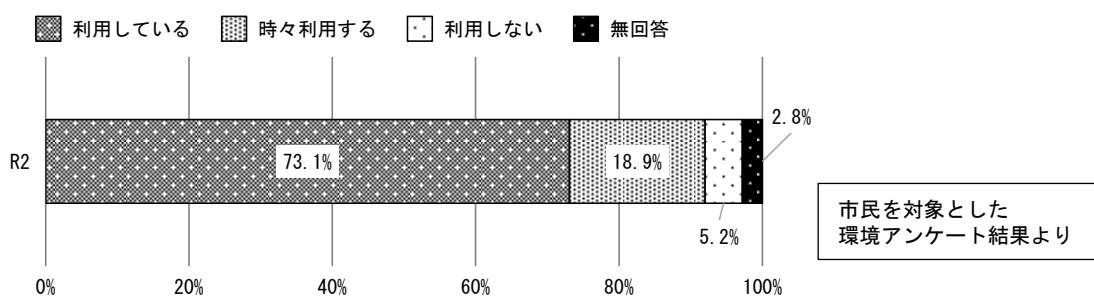
■1人1日当たりのごみ排出量の推移

資料：土浦市環境白書

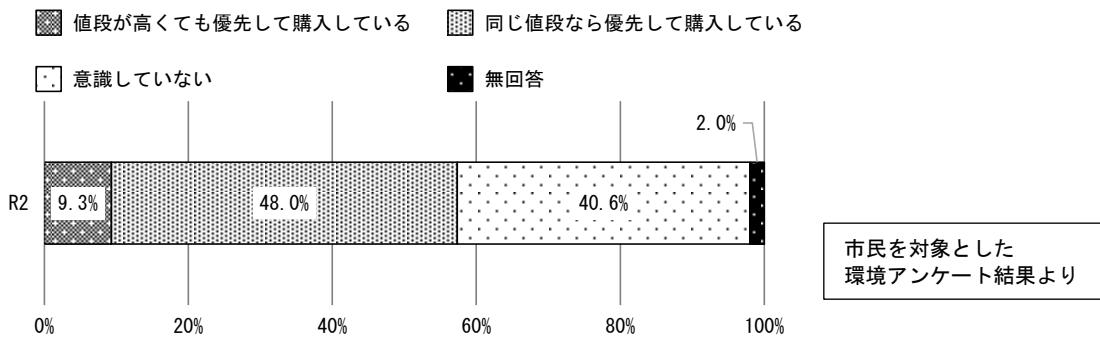
市民を対象とした環境アンケート調査の結果では、多くの市民がごみの分別に取り組み、リサイクル製品やリターナブル製品を選択していますが、「分別をより徹底する」、「環境にやさしい製品を購入する」にあたっては、さらに多くの市民が取り組める余地があることが伺えます。



■市民がごみ出しルールを守り、ごみを分別（生ごみやリサイクル可能な資源の分別）している割合

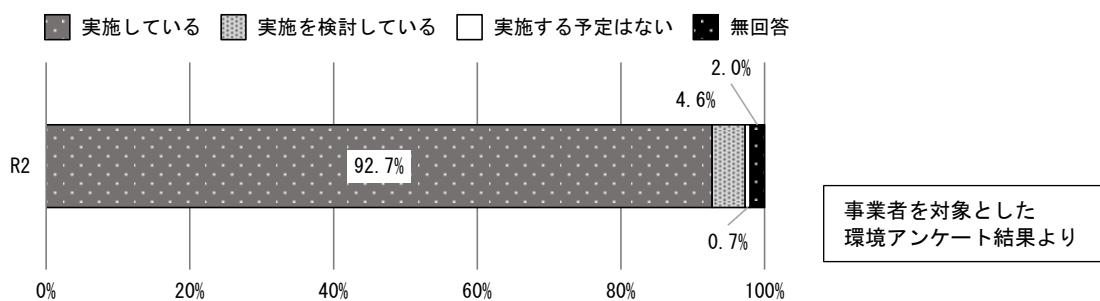


■市民が詰め替え商品（リターナブル容器）や、回収・再利用可能な商品を利用している割合

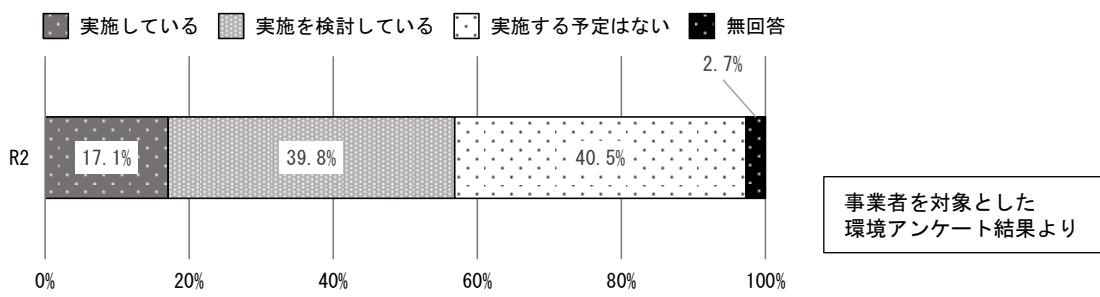


事業者を対象とした環境アンケート調査の結果では、店舗又は事業所から出るごみはルールに基づき正しく分別・処理されているものの、ゼロ・エミッション※化（ごみゼロ化）への取組までには至っていない事業者が多く見られます。

本市は、ごみ全体に対する事業系ごみ※の割合が国・県と比較し高い状況にあります。事業系ごみ※は排出者責任で処理・資源化することが原則であることから、事業系ごみ※に対する発生抑制・減量化、分別を強化し、事業系ごみ※のさらなる削減を図ることが必要です。



### ■ 事業者が店舗又は事業所から出るごみはルールに基づき正しく分別・処理している割合



### ■ 事業者がゼロ・エミッション化（ごみゼロ化）に取り組んでいる割合

これらのことから、これまでのごみ減量、リサイクルの取組をさらに強化するとともに、資源が循環する仕組みや工夫を構築する必要があります。

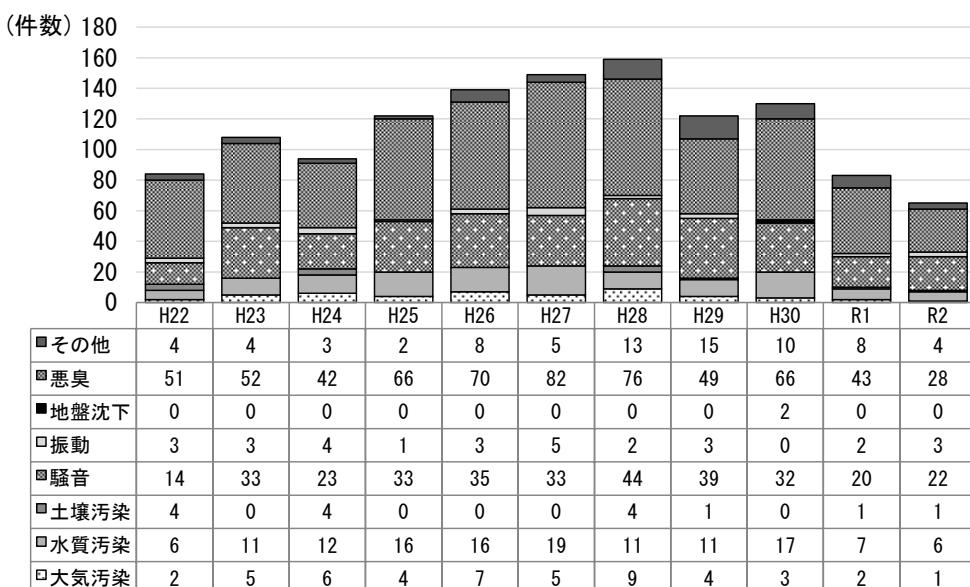
## 5. その他の本市の環境を取り巻く課題

### 課題5 市民一人ひとりの生活におけるマナー、モラルを向上し、 都市生活型公害を防止する必要がある

本市に寄せられた公害苦情・相談件数は、全体の推移をみると平成28（2016）年度までは増加していましたが、それ以降はおおむね減少傾向にあります。公害苦情のうち事業者等が発生源となるものについては、現状確認の上、原因が判明した場合は、原因者に対する法令上の措置や指導を行っていますが、近年では、従来の工場・事業場活動による産業型公害から、都市生活による騒音や悪臭等の都市生活型公害へと変化しています。

公害に対する苦情や相談件数は、屋外燃焼行為（野焼き）によって発生する悪臭が最も多く、続いて近隣から発生する騒音が多くなっています。さらに、不法投棄やポイ捨てによるごみの散乱、ペットのふん便などによるまちの美観が損なわれている現状があり、これらは、近隣関係の希薄化やマナー、モラルの低下等の自己中心的な風潮が大きな要因と考えられます。

これらのことから、市民一人ひとりの生活におけるマナー、モラルを意識し、近隣の生活環境へ配慮することで、都市生活型公害や不法投棄などを減少させていく必要があります。



資料：土浦市環境白書

■公害苦情・相談件数の推移



■野焼き跡



■不法投棄状況

## 課題6 本市を彩る水郷の歴史と文化を保全する必要がある

本市の景観は、霞ヶ浦や台地部の樹林地などの自然景観、自然と農業との調和の中で育まれてきた里の景観や、城下町の名残をとどめながら近代的都市へと発展をとげた歴史的・都市的景観などが織りなされて形成されています。そして、太古からの長い歴史を積み重ねてきた本市には、数々の歴史的資源が残り、まちに潤いのある表情を与えています。

令和2（2020）年度末現在、本市には国指定12件、県指定46件、市指定222件の計280件の指定文化財があります。代表的な文化財としては、本市の歴史的シンボルである県指定史跡の土浦城跡や国指定史跡の上高津貝塚、国指定建造物の旧茨城県立土浦中学校本館等があります。また、無形民俗文化財として、日枝神社流鏑馬祭や田宮ばやし、からかさ万灯などが指定されており、民俗文化を伝えています。これらの国・県・市による文化財指定制度を活用し、文化財の保護に努めていますが、指定文化財以外にも地域の歴史をとどめる資源も多く、より幅広い保護策が求められています。



■土浦城跡（亀城公園）

本市には、市立博物館、上高津貝塚ふるさと歴史の広場という二つの歴史・文化の拠点施設があります。歴史資料の展示、保存や研究、その他様々な文化活動の場として利活用されていますが、郷土の歴史への関心の高まりもあることから、両施設の特色を生かし、より機能を充実させることができますが強く求められています。

これらのことから、市民がより歴史や文化と触れ合えるよう、本市を彩る水郷の歴史と文化を保全していく必要があります。

## 課題7 都市の快適性や魅力を高め、 都市環境の質を向上する必要がある

本市は、県南の中心都市として成長を続けてきましたが、近年では人口が減少傾向を示し、開発等の動向も落ち着きを見せ、都市としての成熟期を迎えつつあることから、環境との共生を図りながら、暮らしのゆとりや潤いを実感することのできる都市環境の質の向上を目指していかなければなりません。

今後は、地域への自然の配慮、緑や水辺に親しめる空間の創出、先人が築き上げてきた歴史や風土への配慮や活用を促すとともに、地区計画や建築協定等のきめ細やかな誘導手法を用いた効果的なまちづくり方策を取り入れながら、都市の快適性や魅力を高めていく必要があります。



■土浦駅とアルカス土浦の風景

### 1. 目指すべき将来像

本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、目指すべき将来像を『人と自然が共生する持続可能な水郷のまち つちうら』と定めます。

#### ～ 目指すべき将来像 ～

#### 人と自然が共生する持続可能な水郷のまち つちうら

本市はこれまでに、私たち「市民の宝」である霞ヶ浦や筑波山麓などの地域の自然との関わりの中で生活を営んできました。特に、これらの自然環境資源と生活との密接な関わりは、水郷として守られ、先人達の生活に学びながら環境の保全と創造が展開されてきました。

しかしながら、霞ヶ浦の水質の悪化に代表されるように、都市化の進展、私たちのライフスタイルの変化、事業活動に伴う環境への負荷の増大などにより、これまでも様々な取組を実施してきましたが、必ずしも本市が良好な環境を保っているとはいえないません。

このため今後さらに、市民・事業者・市の協働のもと一丸となって、私たちの誇るべき「水郷の文化」がいつまでも息づくまちとなるよう意識を高め、引き続き行動していくことが求められています。

そして、私たち市民の暮らしが永続的に守られ、「水郷のまち つちうら」が発展していくためには、私たちを取り巻く自然と共生していくことが必要不可欠です。

一方で、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題の深刻化は進み、地球環境保全に資する技術革新を進めつつ、地球に生きる一人ひとりのより一層のライフスタイルの見直しが求められています。

このことが、持続可能な社会の構築につながり、かつ本市の次世代の子どもたちが快適に過ごせる真に“あたたかさあふれる”まちの実現への一歩とながります。

これらのことから、『人と自然が共生する持続可能な水郷のまち つちうら』を、本計画における目指すべき将来像として、市民・事業者・市の三者協働による環境の保全と創造に向けた取組を展開していくこととします。



■霞ヶ浦の湖上から見たまちなみ

## 2. 行動を展開するにあたっての体系

本市の目指すべき将来像の実現に向けた取組の体系は以下のとおりとし、本体系に基づき環境保全と創造に向けた行動を展開していきます。

目指すべき 将来像	基本目標	行動方針
人と自然が共生する持続可能な水郷のまち つちうら	<b>【基本目標 1】</b> 霞ヶ浦をはじめとする美しい水郷とともに生活できるまちを目指して	1. 1 水郷の風景を構成する水と緑を守り、育てよう 1. 2 霞ヶ浦をきれいにしよう
	<b>【基本目標 2】</b> 多様な生物と共生できるまちを目指して	2. 1 生物多様性を保全しよう 2. 2 様々な生態系サービスを理解し、享受できる環境をつくろう
	<b>【基本目標 3】</b> 気候変動に適応した脱炭素社会を目指して	3. 1 地球規模で考え、できることから行動しよう 3. 2 ゼロカーボンの実現に向けた取組をはじめよう 3. 3 気候変動に適応したまちをつくろう
	<b>【基本目標 4】</b> 健康で安心して暮らせる循環型社会を目指して	4. 1 ものを大切にし、ごみを少なくしよう 4. 2 公害のないまちをつくろう 4. 3 快適で潤いのあるまちをつくろう
	<b>【基本目標 5】</b> あらゆる世代が環境保全に取り組むまちを目指して	5. 1 環境について知り、学び、情報を共有しよう 5. 2 各主体が各場面で連携し、行動しよう

また、近年の環境問題を取り巻く社会情勢を踏まえ、「持続可能な社会の構築」を目指した3つのリーディングプロジェクトを設定し、SDGs（持続可能な開発目標）への貢献も踏まえながら、数値目標に基づく進行管理のもと、着実な施策の展開を図っていくこととします。

行動項目	持続可能な社会を構築するための リーディングプロジェクト
1. 1. 1 霞ヶ浦や河川などの水辺の保全と創造	リーディングプロジェクト1 <b>ゼロカーボンシティ つちうら の実現推進プロジェクト</b>
1. 1. 2 里山、山林の緑の保全と創造	
1. 2. 1 霞ヶ浦の水質改善の推進	
2. 1. 1 生物の保全と生育・生息空間の確保	
2. 2. 1 豊かな自然の恵みを学ぶ機会の創出	
2. 2. 2 健全な生態系サービスを生かしたまちの創出	
3. 1. 1 日常生活、事業活動における行動の促進	リーディングプロジェクト2 <b>豊かで健全な 生物多様性が息づくまち つちうら の実現推進プロジェクト</b>
3. 2. 1 脱炭素社会の実現に向けた行動の推進	
3. 2. 2 エネルギー対策の推進	
3. 3. 1 自然災害対策の推進	
3. 3. 2 気候変動に適応した健康対策の推進	
4. 1. 1 ごみの発生抑制、資源化及び適正処理の推進	
4. 1. 2 ごみの不法投棄の防止	
4. 2. 1 大気・水質環境の保全	リーディングプロジェクト3 <b>あらゆる場面で 資源が循環するまち つちうら の実現推進プロジェクト</b>
4. 2. 2 騒音・振動、その他公害、環境問題の防止	
4. 3. 1 美しいまちなみの保全と創出	
4. 3. 2 歴史・文化の保全	
5. 1. 1 環境教育・環境学習の推進	
5. 1. 2 環境情報の共有化の推進	
5. 2. 1 行動実践者の拡大と各主体の連携の推進	

### 3. 行動を展開するにあたっての体系と SDGs との関連性

本市の目指すべき将来像の実現に向けた取組は、SDGs への貢献にもつながるものと考えます。行動を展開するにあたっての体系のうち、5 つの基本目標と 12 の行動方針及び SDGs との関連性は次ページのとおり、リーディングプロジェクトと SDGs との関連性は第 5 章のとおりです。本計画に基づく取組が、SDGs に資する取組であることを市民・事業者・市の各主体が認識し、本市における地球規模で考えた足元からの取組をより一層推進するものとします。

#### 【SDGs－持続可能な開発目標－】

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals）が採択されました。

SDGs は、地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、全ての国連加盟国が令和 12（2030）年までに取り組む持続可能な開発を目指すための 17 分野の目標（ゴール）のことです。生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。

これを受けて、我が国においても、平成 28（2016）年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体で SDGs の目標に資する取組を推進するようになりました。

SDGs は、環境、健康、教育、貧困、経済、都市づくりなど多岐にわたった視点で「持続可能な開発」を目指すものですが、持続可能な開発を実現するための課題は、特に環境問題の解決との結び付きは強く、本市における環境保全や創造を推進していくことによる SDGs の目標への貢献を示していくことが求められています。

#### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# 人と自然が共生する持続可能な水郷のまち つちうら



## ■基本目標と行動方針及び主な SDGs との関連性

<b>【基本目標 1】霞ヶ浦をはじめとする美しい水郷とともに生活できるまちを目指して</b> 行動方針 1.1 水郷の風景を構成する水と緑を守り、育てよう 1.2 霞ヶ浦をきれいにしよう				
<b>3</b> すべての人に 健康と福祉を	<b>6</b> 安全な水とトイレ を世界中に	<b>14</b> 海の豊かさを 守ろう	<b>15</b> 陸の豊かさも 守ろう	
<b>【基本目標 2】多様な生物と共生できるまちを目指して</b> 行動方針 2.1 生物多様性を保全しよう 2.2 様々な生態系サービスを理解し、享受できる環境をつくろう				
<b>2</b> 飢餓を ゼロに	<b>11</b> 住み続けられる まちづくりを	<b>14</b> 海の豊かさを 守ろう	<b>15</b> 陸の豊かさも 守ろう	
<b>【基本目標 3】気候変動に適応した脱炭素社会を目指して</b> 行動方針 3.1 地球規模で考え、できることから行動しよう 3.2 ゼロカーボンの実現に向けた取組をはじめよう 3.3 気候変動に適応したまちをつくろう				
<b>2</b> 飢餓を ゼロに	<b>7</b> エネルギーをみんなに そしてクリーンに	<b>11</b> 住み続けられる まちづくりを	<b>13</b> 気候変動に 具体的な対策を	
<b>【基本目標 4】健康で安心して暮らせる循環型社会を目指して</b> 行動方針 4.1 ものを大切にし、ごみを少なくしよう 4.2 公害のないまちをつくろう 4.3 快適で潤いのあるまちをつくろう				
<b>3</b> すべての人に 健康と福祉を	<b>6</b> 安全な水とトイレ を世界中に	<b>11</b> 住み続けられる まちづくりを	<b>12</b> つくる責任 つかう責任	
<b>【基本目標 5】あらゆる世代が環境保全に取り組むまちを目指して</b> 行動方針 5.1 環境について知り、学び、情報を共有しよう 5.2 各主体が各場面で連携し、行動しよう				
<b>4</b> 質の高い教育を みんなに				

## 第4章 目標を達成するための行動

第3章に示した施策体系に基づき、以下に示す市・市民・事業者の行動により、本市の目指すべき将来像「人と自然が共生する持続可能な水郷のまち つちうら」の実現を目指すものとします。なお、市民・事業者の行動は基本目標ごとに示しています。

### 【基本目標1】 霞ヶ浦をはじめとする美しい水郷とともに生活できるまちを目指して

#### 【行動方針1.1】 水郷の風景を構成する水と緑を守り、育てよう

##### 市の行動

###### 1.1.1 霞ヶ浦や河川などの水辺の保全と創造

- 関係機関等と連携し、水辺の植生の修復や生態系に配慮した多自然型護岸の整備と適正な管理による水辺づくりなどを進め、生物の生息環境の保全と修復、水辺の自然の浄化能力の向上等を図ります。
- 自然環境保全との整合性を図った災害防止や景観保全、親水性や市民の利便性に配慮しながら関係機関と連携し、河川改修・橋梁等の整備を促進します。
- 霞ヶ浦への关心と水質浄化の気運の醸成を図ることを目指し、訪れた人々が気軽に霞ヶ浦と触れ合うことのできる場の創生を検討します。

###### 1.1.2 里山、山林の緑の保全と創造

- 保全上重要な平地林や谷津田、里山※等の保全を図るため、地域特性に応じた積極的な保全の取組を検討し、適切な森林管理の促進に努めます。
- 間伐材などの森林資源の有効利用に努めます。
- 里山※の保全や環境に配慮した、持続可能な農業への転換を推進します。
- 農地の適正管理を呼び掛けたり、新たな農地利用法の検討を行うなど、耕作放棄地の解消に取り組みます。



■県産木材を使用した「うららかデッキ」  
(市役所庁舎内)

---

## 【行動方針 1.2】 霞ヶ浦をきれいにしよう

---

### 市の行動

---

#### 1.2.1 霞ヶ浦の水質改善の推進

- 霞ヶ浦の水質浄化に向けて、広報紙、ホームページ等を通じて日常生活における一人ひとりの取組や補助制度をPRし、市民意識の啓発を図ります。
- 生活排水対策、汚濁負荷削減に有効である公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備を推進するとともに、未接続世帯への接続を促進します。
- 霞ヶ浦などの水質浄化や排水対策を図るため、高度処理型浄化槽※の普及、浄化槽の保守点検実施の徹底を推進します。
- 公共用海域や事業場等排出水の水質調査による監視を引き続き実施し、市域の水環境の実態把握に努めます。
- 流域市町村で組織する霞ヶ浦問題協議会や県、事業者、研究者、市民等と連携した水質浄化に関する取組を強化するとともに、国や県の事業については、市民への情報提供を行い、事業の効果や影響に留意し、必要な対策については要望していきます。
- 生活排水路浄化施設などにより、水質保全を図ります。



■自然再生地区（霞ヶ浦湖岸）

## 一 人 ひ と り が

### 行動方針 1.1 水郷の風景を構成する水と緑を守り、育てよう

#### 市 民

- 身近な緑である庭の樹木や山林、屋敷林及び社寺林などの適切な管理に努めます。
- 市民農園※等への参加のほか、市民参加型の里山※の保全や管理等の協働事業等に取り組みます。
- 直売所の利用や契約栽培へ参加をするとともに、旬の地元産品や環境保全型農業※で生産した作物を積極的に購入します。
- 河川改修や環境保全等の国や県、市の計画等に関しては、意見や提言をするなど、計画づくりに参加します。

#### 事 業 者

- 市民参加による里山※の保全や管理、営農支援活動等に積極的な参加や協力をするとともに、林地管理や営農技術等の知識を提供します。
- 霞ヶ浦用水を利用した水稻・野菜・果樹園等を主体とした都市近郊型農業を進めます。
- 里山※の保全や環境に配慮した、持続可能な農業への転換に努めます。
- 耕作地や営林地は、適切に維持管理し、耕作放棄地の解消に努めます。
- 市民農園※やエコツーリズム等、地域の田園・里山環境等を生かした観光農業の展開やオーナー制度※等への参加を通じ、地域住民や都市住民との交流を促進します。
- 直売所やスーパーの地元産品販売等の充実等を通じ、地域住民への販路を拡大するとともに、食品関係事業者は、地元産品を積極的に取り扱い、消費者に広く宣伝します。
- 河川改修や環境保全等の国や県、市の計画等に関しては、意見や提言をするなど、計画づくりに参加します。



■低湿地帯に広がるハス田

## 取り組もう

### 行動方針 1.2 霞ヶ浦をきれいにしよう

#### 市民

- 霞ヶ浦や身近な河川を意識した暮らしを心がけ、水質浄化等のために一人ひとりができるることを考え、取り組みます。
- 公共下水道、農業集落排水処理施設に接続可能な区域では、速やかに接続します。また、それ以外の区域では、高度処理型浄化槽※を導入し、設置後の保守点検や清掃を徹底します。
- 市等が実施・公表している霞ヶ浦や河川の水質調査結果、環境白書等に関心を持ち、身近な水環境について理解を深めます。
- ごみ拾いなどの清掃活動や草刈りなど、水辺の保全・再生事業に参加します。

#### 事業者

- 排水の水質管理の徹底と適正な水質浄化施設の整備や維持管理を図り、霞ヶ浦流域への環境負荷削減に取り組みます。
- 市民や市等と連携し、霞ヶ浦など水辺の清掃活動や水質浄化に取り組みます。

#### コラム

#### ～生活排水対策～

##### 1. 食事・飲み物



食事は必要な分だけ作り、飲み物も飲み切れる分だけ注ぎ、残さないようにしましょう！

##### 2. 調理くず・食べ残し



野菜の切りくずや食べ残しなどは、目の細かい水切りネットをつけた三角コーナーへ。

##### 3. 食器洗い



食器の残った食べカスや調味料・油などは、拭き取つてから洗いましょう！

#### 台所で出来ること

##### 4. 食用油



油は絶対に流さないで！残った油は、炒め物に使ったりして、捨てない工夫を！捨てる時は、ペットボトルに入れて廃油回収（リサイクル）へ。固めるか紙に吸わせれば、燃やせるごみにも出せます。

##### 5. 米のとぎ汁



栄養分たっぷりの米のとぎ汁は、植木や庭に再利用しましょう！よい肥料で植木も大喜び😊

##### 6. 台所用洗剤



適量を守りましょう！アクリルタワシなど洗剤の量が少なくてすむものを使いまとめ洗いを心がけましょう！

## 【基本目標2】 多様な生物と共生できるまちを目指して

### 【行動方針2.1】 生物多様性を保全しよう

#### 市の行動

##### 2.1.1 生物の保全と生育・生息空間の確保

- 関係機関等と連携して、霞ヶ浦や里山※などにみられる多様な生態系や貴重な種の保護、生息環境の維持等に努めます。
- 市域における種の分布や生態系の変化等を把握するために、自然環境調査の実施や市民団体等との連携など、多様な手法での情報収集に努めます。
- ペットや外来生物の放出・放流防止等についての意識啓発を行うとともに、外来生物の情報収集を行い、生態系等へ悪影響を及ぼす場合は、関係機関等と連携して監視、捕獲、駆除など外来生物対策を検討し、推進します。
- 国・県や関係機関との連携のもと、アライグマ防除実施計画（県）、オオキンケイギク防除実施計画（市）等に基づく計画的な防除対策を推進します。
- 生態系への影響に配慮しながら、有害鳥獣※の捕獲・管理等に努めます。

#### コラム

#### ～生物多様性の4つの危機～

生物多様性とは、生きものの「つながり」と「個性」であり、4つの危機が現在も進行しています。持続可能な生態系サービス※を享受するために、生物多様性や自然環境の保全が重要です。

- ①開発や乱獲など、人間活動による負の影響
- ②里地里山の荒廃など、自然に対する人間の働きかけの縮小による影響
- ③外来種や化学物質など、人間により持ち込まれたものによる影響
- ④地球温暖化など、地球環境の変化による影響



■樹液に群がるカブトムシ

資料：環境省資料より作成

---

## 【行動方針 2.2】 様々な生態系サービスを理解し、享受できる環境をつくろう

---

### 市の行動

---

#### 2.2.1 豊かな自然の恵みを学ぶ機会の創出

- ネイチャーセンター等の環境学習施設の利用促進や公園の整備など、緑や自然と触れ合う機会の創出に取り組みます。
- 桜川エコアドベンチャーツアーや中学生水環境研修会などの開催、身近な水環境の全国一斉調査、霞ヶ浦流入河川一斉調査への参加などにより、地域の水辺環境や水質浄化への意識啓発を図ります。
- 市民団体や国・県等と連携し、自然観察会や河川の水質調査等を推進し、生物多様性※や環境保全に対する意識の醸成を図ります。



■身近な水環境の全国一斉調査

#### 2.2.2 健全な生態系サービスを生かしたまちの創出

- 霞ヶ浦や筑波山麓をはじめとする自然環境の活用については、国や県、市民団体、流域市町村との連携による水質浄化や保全施策の推進と併せて、観光レクリエーション、サイクリングなどのスポーツ・レジャー等の環境整備や景観向上に努めます。
- 生態系などの自然環境への配慮の下、市域の水辺環境や里山環境をまちづくりに活用し、湖岸や河川敷を利用した親水公園や遊歩道、多自然型護岸、湖畔林、環境に配慮した道路の整備など、自然と共生したまちの創造を図ります。
- 都市公園※の整備・充実、水と緑の保全と活用を図り、調和のとれた景観の形成を推進します。
- 筑波山地域ジオパーク推進協議会との連携を図りながら、筑波山地域ジオパーク※をPRするとともに、ジオパーク※の見どころを活用した観光振興、教育分野での活用を通じた地域活性化や郷土愛の醸成を図る取組を推進します。
- 本市の生物多様性※を保全し、持続可能な生態系サービス※を享受できるよう生物多様性地域戦略※を策定します。

# 一人ひとりが

## 行動方針 2.1 生物多様性を保全しよう

### 市民

- 生物の生息場所となる里山※や緑、河川、霞ヶ浦などを大切にします。
- 市民参加型の生態系保全活動や自然観察会、自主的調査活動等を通じ、地域の自然などに関する情報の蓄積や、知識の向上に努めるとともに、貴重種等に関する情報を市や市民団体に提供・共有します。
- ペットは野外に放さず、適正に飼育します。
- 外来生物に関する情報を市や関係団体等に提供・共有します。
- 野生の生きものに、むやみに餌を与えないようにします。

### 事業者

- 貴重な生物の生息地や自然環境が残されている場所の開発は可能な限り避け、やむを得ない場合には、自然環境保全に配慮し、影響を最小限にとどめるよう努めます。
- 自然環境実態調査や生態系保全活動等に対するボランティア活動等の人的な支援や経済的な支援を行います。
- 生態系保全のため、外来生物対策に協力するとともに、管理地内のオオキンケイギク等の特定外来生物※の駆除・防除に努めます。
- 漁業関係者による外来魚、狩猟者による有害鳥獣※の捕獲・駆除事業等を推進するなど、生物多様性※の保全に努めます。

### コラム

#### ～生物多様性がもたらす生態系サービス～

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられていますが、これらの生態系がもたらす恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、「基盤サービス」、「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」の4つに分類されます。



■恵みをもたらす森林

- 基盤サービス 供給・調整・文化的サービスの供給を支えるサービス
- 供給サービス 食料、木材、薬品など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス
- 調整サービス 森林により気候が緩和されたりといった、環境を制御するサービス
- 文化的サービス 精神的充足、レクリエーションの機会などを与えるサービス

資料：環境省資料より作成

## 取り組もう

### 行動方針 2.2 様々な生態系サービスを理解し、享受できる環境をつくろう

#### 市民

- 身近にある自然に興味や関心をもち、自然と積極的に触れ合います。
- 自然観察会等の環境教育・環境学習に積極的に参加し、水辺や地域の自然への知識を深めます。
- インターネットや SNS 等により、霞ヶ浦や筑波山麓、筑波山地域ジオパーク※などの地域自然環境の魅力の発信や情報交換等を行います。
- 生物多様性※や生態系の保全について学び、理解に努めます。

#### 事業者

- 霞ヶ浦や筑波山麓、筑波山地域ジオパーク※などの地域自然環境の魅力の発信や都市住民等との交流を促進します。
- 生物多様性※や生態系の保全に配慮した製品開発等に努めます。

#### コラム

#### ～アライグマとオオキンケイギク～

外来生物のうち、海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものについては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づく「特定外来生物」に指定され、その飼養、保管、運搬、輸入などの取り扱いが規制されています。特定外来生物のうち、県では「アライグマ防除実施計画」、市では「オオキンケイギク防除実施計画」を策定し、防除に取り組んでいます。

#### アライグマ

- ・全長約 80~100cm
- ・雑食性
- ・鼻筋に黒い線
- ・灰色の体色
- ・尾にシマシマ模様



#### ●被害の例

家屋への侵入、農作物・生態系への被害 等

#### オオキンケイギク

- ・高さ約 30~80cm
- ・多年生草本
- ・花期は 5~7 月
- ・鮮やかな黄色の花



#### ●被害の例

生態系への被害 等

## 【基本目標3】 気候変動に適応した脱炭素社会を目指して

### 【行動方針3.1】 地球規模で考え、できることから行動しよう

#### 市の行動

##### 3.1.1 日常生活、事業活動における行動の促進

- 地球温暖化防止やエコドライブ実践教室などの出前講座を行い、一人ひとりが実践できる地球温暖化対策の普及・意識啓発に努めます。
- 市民や事業者によるごみの分別徹底、減量化や資源化等の取組を促進します。
- 土浦市役所環境保全率先実行計画※を推進し、「COOL CHOICE※」やノーカンペーンなどの様々な取組により、市役所におけるエネルギー対策を実施するとともに、温室効果ガス※の削減に取り組みます。
- 土浦市エコパートナー事業※を推進し、協定に基づく事業者の積極的な環境保全活動を促すなど、協働により温室効果ガス※の削減に取り組みます。
- 環境団体やNPO等との協働による地球温暖化防止のイベントや、環境保全活動等への参加や支援を推進します。
- 地球温暖化防止に向けた情報収集や意見交換を行い、広報紙やホームページ等による情報提供を行います。

#### コラム

#### ～エコパートナー事業～

市と事業者が緊密なパートナーシップを形成して地球温暖化問題、エネルギー問題及びごみ問題を改善することにより、次世代の子どもたちにより良い環境を引き継ぐことを目的として、協調して脱炭素社会※づくり及び循環型社会づくりを行う土浦市エコパートナー事業を行っています。

エコパートナーとは、市内に事業所を有し、市域における温室効果ガス排出量の削減及びごみの減量等に率先して取り組む事業者で、「土浦エコパートナー協定」を締結した事業者をいいます。



---

## 【行動方針 3.2】 ゼロカーボンの実現に向けた取組をはじめよう

---

### 市の行動

---

#### 3.2.1 脱炭素社会の実現に向けた行動の推進

- ゼロカーボンシティ※や持続可能な社会の実現に向けた施策、地域の特性にあわせた取組等を検討し、推進します。
- 土浦市地球温暖化防止行動計画※に基づき、温室効果ガス※の排出削減に取り組むとともに、計画改訂時には、ゼロカーボンシティ※の実現を念頭に置き、より一層の温室効果ガス※の排出削減を推進します。
- 土浦市自転車のまちづくり構想に基づく自転車利用の促進を図るとともに、ノーマイカーの実施を強化し、パークアンドライド※の活用や、公共交通機関、自転車、徒歩による通勤・移動を推進します。
- 土浦市地域公共交通計画に基づき、公共交通不便地域の解消に向けた取組を進めるなど、公共交通利用環境の向上と利用促進を図ります。
- 土浦市バイオマстаウン構想※に基づき、バイオマス※利用の促進や未利用資源の活用、市民等への普及啓発に努めます。また、民間バイオプラントでメタン発酵し、バイオガス化・堆肥化を行うため、生ごみの分別収集を実施します。
- 環境負荷の少ない住宅やビル等の普及を図るため、国や県などが行っている各種取組や支援事業等の情報を提供します。



■生ごみ等のバイオガス・堆肥化施設（民間）

### 3.2.2 エネルギー対策の推進

- 公共施設に環境配慮型設備機器や再生可能エネルギー※を率先的に導入するなど、省エネルギーに配慮した公共施設を目指します。
- 分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理し熱回収※（サーマルリサイクル）を行い、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。
- 公共施設、家庭、事業所等でのグリーンカーテン※の設置を推進します。
- 市民や事業者に向け、太陽光発電システムや太陽熱温水器などの再生可能エネルギー※、環境配慮型設備機器の普及啓発を図ります。また、太陽光発電の設置等については法令等の遵守徹底を推進し、あわせて、将来懸念される太陽光パネルの廃棄問題について情報収集し、新たな環境負荷の発生を未然に防止する対策を検討します。



■太陽光発電システム

- 公用車に電気自動車などの電動車※を積極的に導入します。
- 省エネルギー化についての情報収集や意見交換を行い、省エネルギー化を促進するために、市民や事業者へ向けた情報提供等を行います。

コラム

～つーチャンネット～

本市では、市民のみなさんや事業者のみなさんの地球温暖化防止に向けた取組を支援するためのサイト「つーチャンネット」を開設しています。本サイトは、地球温暖化防止に向けて、みんなが取り組む内容のほか、もっと詳しく知りたい方のための関連情報サイトを案内しています。  
URL : <http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page002932.html>

土浦市地球温暖化防止  
シンボルキャラクター  
「つーチャン」



## 【行動方針 3.3】 気候変動に適応したまちをつくろう

### 市の行動

#### 3.3.1 自然災害対策の推進

- ハザードマップを作成・配布するとともに、浸水想定区域や緊急避難場所等について、市民等への周知を徹底します。
- 関係機関と連携し、水防訓練等を実施するなど、異常気象・気象災害に対する危機管理体制を強化します。
- 宅地、道路等への浸水解消を目的とした雨水排水対策や河川・水路の改修、排水施設の整備・管理、雨水流出抑制等の治水対策を推進します。



■桜川河川敷での水防訓練

#### 3.3.2 気候変動に適応した健康対策の推進

- 公共施設などでのクールシェア※等を実施することで、省エネルギー対策、熱中症対策に取り組みます。
- 広報紙やホームページ等により、熱中症予防や気候変動による影響・適応等に関わる情報を提供するとともに、猛暑日には防災無線・エリアメールを活用し、注意喚起を行います。
- 蚊媒介感染症やダニ媒介感染症などの感染症リスクや、防除に関する情報提供等を行います。

#### コラム

#### ～ デング熱 ～

地球温暖化により懸念されている動物媒介感染症の代表的なものとして、デング熱が挙げられます。デング熱とは、デングウイルスが感染しておこる急性の熱性感染症のことです。発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状で、ウイルスに感染した患者を蚊（日本ではヒトスジシマカ）が吸血すると、蚊の体内でウイルスが増殖し、その蚊が他者を吸血することでウイルスが感染します。国内において温暖化などの影響によりヒトスジシマカの分布が北上しており、将来、デング熱の流行のリスクがある地域が拡大していくことが懸念されています。日本では平成 26（2014）年に約 70 年ぶりの国内感染が報告されています。



資料：国立感染症研究所 HP

■ヒトスジシマカ

# 一人ひとりが

## 行動方針 3.1 地球規模で考え、できることから行動しよう

### 市民

- 地球温暖化防止イベントへの参加や出前講座の受講等により、地球温暖化についての知識を深めます。
- 二酸化炭素排出削減や海洋・湖沼のマイクロプラスチック※削減のため、リサイクル製品やリターナブル製品などを選択します。
- 「COOL CHOICE※」を実践することで、日常生活でできる地球温暖化対策に努めます。

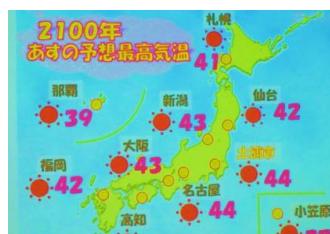
### 事業者

- 製造から使用、廃棄までに排出する二酸化炭素総量の表示や環境負荷を考えた商品、エコを付加価値とする商品の開発やサービスの提供などを行い、消費者の環境配慮行動を支援します。
- 「COOL CHOICE※」の実践、建物環境等にあわせた適正な空調温度や区画の設定等のほか、省エネ診断※を活用することで事業所のエネルギー使用状況を把握し、省エネ化に取り組みます。

### コラム

#### ～出前講座～

市内の小学校や団体が希望する場所に出向き（出前方式）、主に地球温暖化に関する講義とリサイクル工作（廃ガラスアート工作・発泡スチロール手形作り）を組み合わせた講座を行っています。「地球温暖化防止コミュニケーター」を取得した講師が、地球温暖化をはじめとした気候変動による影響の現状を解説し、それに対する適応策※やリサイクルを含めた地球温暖化防止に向けた取組をクイズ形式で紹介します。



「未来の天気予報」など地球温暖化をはじめとした気候変動に関する講義を行います。



講義後、リサイクル材を利用したエコ工作を行います。

## 取り組もう

### 行動方針 3.2 ゼロカーボンの実現に向けた取組をはじめよう

#### 市民

- ゼロカーボンシティ※について理解し、市や事業者等と連携した取組に努めます。
- 移動には、自転車や電車・バスなどの公共交通機関を利用します。自動車を利用する場合には、カーシェアリング※のほか、パークアンドライド※の活用やエコドライブに努めます。
- 家庭エコ診断制度※を活用し、自分の家に適した効果的な省エネ、地球温暖化対策を推進します。
- 自宅等でのグリーンカーテン※設置に取り組みます。
- エネルギー収支がゼロの ZEH※や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー※、環境配慮型設備機器の導入を検討します。
- 車を購入する際には、電動車※を選択します。
- LED 照明などの省エネ性能の高い家電機器を使用します。
- 地元でとれた農水産物や県産木材を利用するなど、地産地消に努めます。

#### 事業者

- ゼロカーボンシティ※について理解し、積極的な取組に努めます。
- 貨物運送を鉄道や船舶へ転換するモダルシフト※や、共同配送、物流拠点の集約化などによるトラック運送の効率化など、グリーン物流※を推進します。
- 再生可能エネルギー※やバイオマス※などの新エネルギー、環境配慮型設備機器を導入します。
- エネルギー収支がゼロの ZEB※の検討、CASBEE※や ESCO 事業※を活用した建物の省エネルギー化を図ります。
- 事業所でのグリーンカーテン※の設置に取り組みます。
- 通勤に伴う温室効果ガス※排出抑制等のため、テレワークを活用するなど、働き方改革に取り組みます。
- 通勤時にはエコ通勤に積極的に取り組み、外出時においても公共交通機関を利用するほか、社用車に電動車※を選択します。
- 省エネ法に基づくエネルギー使用の合理化を図ります。
- ISO14001※やエコアクション 21※、茨城エコ事業所※の認証や登録などを行い、環境マネジメントシステム※による継続的な改善に努めながら環境に配慮した事業を推進します。

※ZEH、ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ビル。高断熱化と高効率設備等により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味のエネルギー量が概ねゼロ以下となる住宅、年間に消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。

※CASBEE：建築環境総合性能評価システム。建築物の環境性能で評価し、格付けする手法。

※ESCO 事業：Energy Service Company の略。電力の大口需要家に対して、省エネルギー診断やエネルギー効率の改善計画を行う事業のこと。

# 一人ひとりが取り組もう

## 行動方針 3.3 気候変動に適応したまちをつくろう

### 市民

- 防災グッズの準備、ハザードマップの把握など、自然災害に備えます。
- 地域の防災活動に参加します。
- 熱中症アラートや熱中症対策アプリなどを活用し、熱中症予防に努めます。
- 気候の変化に応じた居住環境の選択やライフスタイルの工夫を心がけます。
- 蚊の繁殖を防ぐため、鉢植えの皿に溜まった水など、蚊の繁殖場所になる水の放置はしないようにします。
- 感染症対策のために、身の回りの除菌やマスク着用等を行います。

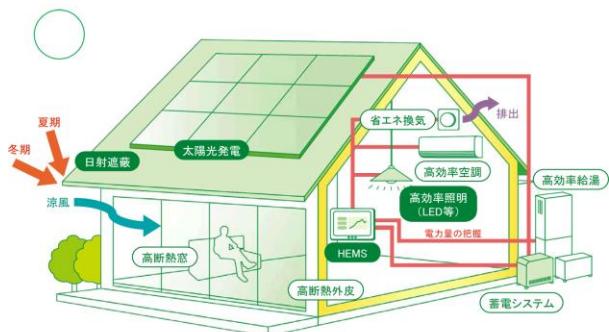
### 事業者

- 食料や飲料水、生活必需品の備蓄を行うとともに、災害時の物流ルートや燃料供給に関して検討します。
- 事業所における感染症対策を徹底します。
- 日頃から情報収集を行うとともに、災害発生時には行政と連携します。

### コラム

#### ～ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）～

ZEH（ゼッヂ）とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー※を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の收支がゼロとすることを目指した住宅です。



■ZEHのイメージ

資料：資源エネルギー庁

**【基本目標4】**  
**健康で安心して暮らせる循環型社会を目指して**

**【行動方針4.1】**  
**ものを大切にし、ごみを少なくしよう**

**市の行動**

**4.1.1 ごみの発生抑制、資源化及び適正処理の推進**

- 土浦市ごみ処理基本計画※に基づいたごみの適正処理を行い、ごみの減量・資源化、清掃センター等の延命化に取り組みます。また、汚泥再生処理センターを活用した有機性廃棄物の資源化を行います。
- 県や地域住民との連携、パトロールの強化や意識啓発などの取組により、ごみの不法投棄の防止、産業廃棄物及び残土等の適正処理を推進します。
- 廉食用油の回収・リサイクルに取り組みます。
- 食品ロス※や給食の食べ残しの削減に努め、給食の食べ残しは堆肥化等を推進するなど、食料ごみの排出抑制・有効活用に取り組みます。
- 市民や事業者等に対し、グリーン購入※や地域の環境保全などの環境配慮行動について普及を図ります。
- 法律で禁じられているごみの野外焼却（野焼き）について周知し、適正処理を促します。
- 事業系ごみ※については、排出者責任のもと、発生抑制・減量化、分別を強化し、さらなる削減を図ります。



■清掃センター



■汚泥再生処理センター

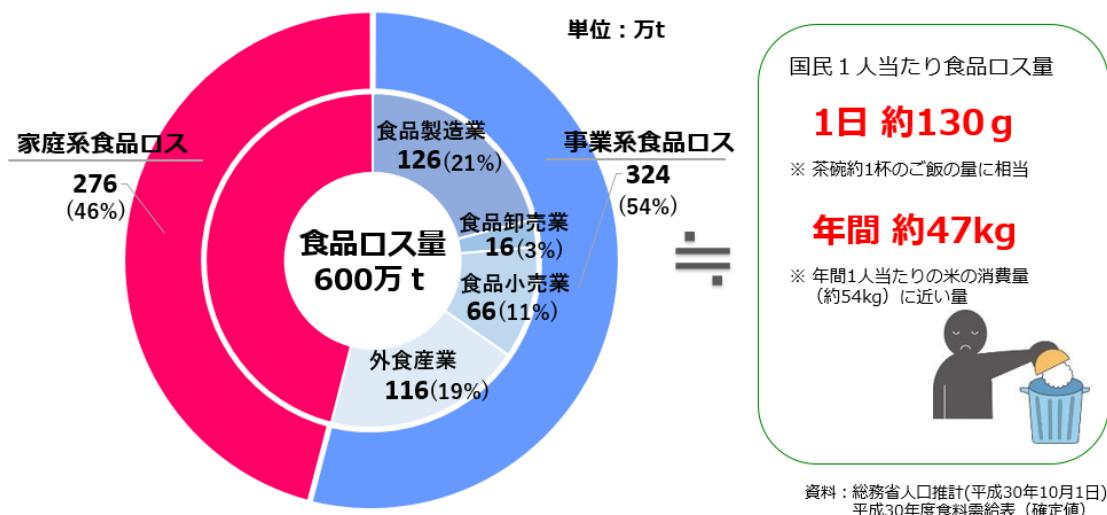
#### 4.1.2 ごみの不法投棄の防止

- 不法投棄を未然に防止するため、土地の所有者及び管理者に対して、管理方法の助言等及び自己管理の徹底を促します。
- 土浦市自転車等の放置防止に関する条例に基づく放置禁止区域について、定期的な撤去を実施するとともに、特に駅前等の放置自転車が多い地区に指導員を配置するなど、対策の強化を図ります。
- 環境美化運動（ごみゼロの日等）、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、広報紙等による啓発を推進し、市民・事業者・市が一体となった環境美化活動の定着を図ります。

#### コラム

#### ～ 食品ロスの削減 ～

まだ食べられるのに廃棄される食品のことを「食品ロス」といいます。日本では年間約 600 万トン（毎日一人お茶碗 1 杯分）の食べ物が捨てられています。食品ロスは食料資源の無駄使いであるほか、廃棄処理過程で二酸化炭素を発生させるため、地球温暖化問題にもつながります。



##### ●みんなで減らそう食品ロス

- ・食材は必要なときに必要な分だけ買おう
- ・買った食材は使いきろう
- ・外食では食べきれる量を注文しよう
- ・食事はおいしく、残さず、食べきろう



資料：農林水産省、政府広報オンライン

## 【行動方針 4.2】 公害のないまちをつくろう

### 市の行動

#### 4.2.1 大気・水質環境の保全

- 県と連携し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の各種法や県・市の条例、企業との協定等に基づいた規制基準の遵守、監視、指導、調査、情報収集・情報提供等を行い、生活環境の保全及び公害の未然防止に努めます。
- PM2.5\*や光化学スモッグ\*注意喚起情報については、県と連携し、速やかな情報伝達に努め、外出の抑制など、市民への注意喚起を行います。
- 土浦市生活排水対策推進計画\*に基づき、流域の住民や事業者と連携した、きめ細やかな浄化対策を推進します。
- 国・県と協力し、道路・雨水排水路の清掃の強化を図るとともに、歩道や側溝等については、地元住民の協力を得て清掃を実施するなど、市街地からの汚濁物質の流出抑制に努めます。
- 畜産業・農業における家畜排せつ物の適正処理や農薬・堆肥等の適正化を図り、農地からの肥料の流出抑制を指導するとともに、環境保全型農業\*への転換を促進します。

#### コラム

#### ～茨城県霞ヶ浦水質保全条例の一部改正～

県では、霞ヶ浦のさらなる水質改善を図るため、平成31（2019）年3月に茨城県霞ヶ浦水質保全条例\*等の一部を改正し、令和3（2021）年4月から小規模事業所の排水規制を強化しています。

霞ヶ浦流域の事業者への排水処理の徹底を推進することで、霞ヶ浦のさらなる水質改善を目指しています。

●小規模事業所とは飲食店やコンビニエンスストアなど、下記の定義に当てはまる全ての事業所です。

##### 霞ヶ浦水質保全条例での定義

- ①法律・条例の届出対象のうち、排水量  $10\text{ m}^3/\text{日}$  未満の全ての工場・事業場
- ②法律・条例の届出対象となっていない全ての工場・事業場

#### 霞ヶ浦流域の小規模事業所の排水規制が変わります

令和3年（2021年）4月1日から施行

排水はきちんと処理してから流しましょう



小規模事業所については、日々の排水量は少ないものの、その数が多く、県の実態調査では半分以上が排水の基準を超過しており、霞ヶ浦への影響を免れることはできない状況です。

そこで、県では、茨城県霞ヶ浦水質保全条例等の一部を改正し、令和3年（2021年）4月1日から霞ヶ浦流域の小規模事業所への排水規制を強化します。霞ヶ浦流域の小規模事業所の皆様に、排水処理を徹底していただくことなどにより、霞ヶ浦のさらなる水質改善を目指します。

\* 平成23、24年度（2011、2012年度）実施

茨城県県民生活環境部 環境対策課 水環境室（水質保全担当） 1

資料：茨城県

#### 4.2.2 騒音・振動、その他公害、環境問題の防止

- 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法等の各種法や県・市の条例等に基づいた規制基準の遵守、監視、指導、調査、情報収集・情報提供等を行い、生活環境の保全及び公害の未然防止に努めます。
- 公害苦情相談等に対応し、近隣に配慮した良識ある生活マナーの普及や啓発を図ります。
- 国・県等の方針に従い、放射線対策を推進するとともに、有害化学物質※についても情報収集に努め、対策を検討します。
- 土壤、地下水、地盤沈下等の調査や監視を継続的に行い、問題を把握した際には、適切な対策を検討・実施します。
- 新たな環境問題に関する情報をを集め、問題の拡大等が懸念される場合には、対応策を検討・実施します。



■自動車騒音常時監視

#### コラム

##### ～野外焼却（野焼き）～

家庭から出るごみ、畑や空き地等から出る草木などの廃棄物を焼却することは、一部例外（農業による稲わらの焼却など）を除き、原則として法律で禁止されており、違反した場合の罰則規定もあります。

野焼きは煙・すす・悪臭等により近隣住民に迷惑をかけるばかりではなく、火災の原因にもなるので絶対にやめましょう。



---

## 【行動方針 4.3】 快適で潤いのあるまちをつくろう

---

### 市の行動

---

#### 4.3.1 美しいまちなみの保全と創出

- 地区計画の決定、建築協定や緑化協定の締結など、地域住民等による主体的なまちづくり活動を支援します。
- 公共施設や道路の整備にあたっては、防災や景観・バリアフリーにも配慮した道路環境の向上に努めます。
- 歩行者の安全に配慮した適正な自転車、オートバイ、自動車の運転マナー、駐車や駐輪のマナーを普及します。
- 公園や公共施設の緑化、市民や事業者による家屋・事業所への緑化を図るとともに、地域コミュニティ団体・市民活動団体による環境美化、地域の花壇緑化を推進します。
- 良好的な居住環境や良質な住宅等を確保するため、適切な開発指導、建築指導を推進し、建築物の安全性の確保に向けた中間検査等の推進を図るとともに、建築パトロールなどにより違反建築物の是正に努めます。
- 法令等に基づき、空き家や空き地の所有者などに対して適正管理を促します。



■霞ヶ浦総合公園

#### 4.3.2 歴史・文化の保全

- 本市の歴史的シンボルである県指定史跡土浦城跡や国指定史跡上高津貝塚等の整備と活用に努めます。
- 亀城公園周辺や旧水戸街道などの歴史的文化的遺産を生かした回遊ルートの整備等により、歴史的文化的環境への愛着を育むとともに、歴史的まちなみの景観の保全と再生を図り、まちの魅力づくりを推進します。
- 市立博物館や上高津貝塚ふるさと歴史の広場の活動を充実させるために、郷土の考古・歴史・民俗などの資料を収集保存し、展示公開に努めます。また、生涯学習の一環として、文化の調査や伝承活動を行う民間団体、サークル活動への支援を行います。
- 指定文化財を適正に維持・管理し、国・県・市指定文化財の保護活用と市民の文化財への愛護思想の普及に努めます。
- 学校教育等における地域文化の伝承活動を充実します。



■旧水戸街道



■市立博物館



■上高津貝塚ふるさと歴史の広場

# 一人ひとりが取り組もう

## 行動方針 4.1 ものを大切にし、ごみを少なくしよう

### 市民

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律※や土浦市ごみ処理基本計画※等に基づくごみ処理を行うとともに、土浦市さわやか環境条例※等に基づく空き地管理、ペット管理などを行います。
- 公害の発生や不法投棄等を発見した場合には、速やかに市や関係機関に情報提供します。
- ごみの分別はもちろんのこと、資源化や減量化にも徹底して取り組みます。また、廃食用油は流さず、適正に処分するか、回収に協力します。
- 食品ロス※を減らすために、食材を買い過ぎず、食べきるなど、身近なことから取り組みます。
- 法律で禁じられ、近隣への迷惑となる家庭ごみ等の野外焼却（野焼き）は行わないようにします。
- 不法投棄は絶対に行わず、不法投棄防止のため、所有地等の適切な管理に努めます。
- 公園の管理や地域の緑化・植樹イベント、清掃活動等への参加や協力をします。

### 事業者

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律※や土浦市ごみ処理基本計画※等に基づくごみ処理を行います。
- 公害の発生や不法投棄等を発見した場合には、速やかに市や関係機関に情報提供します。
- 店舗や事業所の空きスペースを、市民との協働による店頭回収や古紙、古布、缶、ガラス類の回収等の活動拠点として活用を図ります。
- 食品ロス※削減のため、適切な生産や在庫管理、食べ残しが少なくなる工夫を行います。
- 事業系ごみ※を排出する際には、分別区分や排出方法を遵守し、資源物とごみの分別、ごみ排出量の削減に努めます。
- 農業用の廃プラスチックについては、環境への流出を防ぐため、適正に処理します。
- 不法投棄は絶対に行わず、不法投棄防止のため、所有地等の適切な管理に努めます。
- 地域の緑化・植樹イベントや清掃活動等への参加や協力をします。

### コラム

#### ～プラスチックスマート～

プラスチックスマートとは、世界的な海洋プラスチック問題解決に向けて、平成30（2018）年10月に環境省が立ち上げたキャンペーンです。個人、自治体、NGO、企業、研究機関等幅広い主体が連携協働した取組を推進しています。キャンペーンでは、プラスチック排出抑制やごみ不法投棄の禁止、分別徹底、イベント参加などの取組事例を募集し、キャンペーンサイトや各イベントを通じて国内外に発信しています。



Plastics  
Smart

資料：環境省

# 一人ひとりが

## 行動方針 4.2 公害のないまちをつくろう

### 市民

- 市や民間団体が企画・実施する流域の負荷状況や水質等の調査及び水質浄化活動等への参加、協力をします。
- 三角コーナーやネットなどによる調理くずの回収、食器の汚れの拭き取りや環境にやさしい洗剤の利用など、生活排水による水質汚濁負荷削減を心がけます。
- 路面排水対策として、市等の実施する歩道や側溝等の清掃に積極的に参加や協力をします。
- 土浦市さわやか環境推進員※に協力したり、土浦市さわやか環境条例※を遵守するほか、近隣への騒音、振動や悪臭に配慮した暮らしを実践し、地域や近隣への環境配慮を心がけます。
- 放射性物質や新たな有害化学物質※に関する正確な情報の把握に努めるとともに、市が行う対策に協力をします。
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質※を含む製品等の適正な使用方法を遵守するとともに、安全管理を徹底します。
- 土地の埋立て等に際しては、法令等を遵守します。

### コラム

#### ～プラスチックごみの削減～

私たちは、毎日のようにプラスチックを使い、プラスチックごみを出しています。

プラスチックの3R※（リデュース・リユース・リサイクル）を考えながら、プラスチックと賢く付き合い、プラスチックごみ自体を減らす（下の○印）とともに、自然環境へ流出するプラスチックごみを減らす（下の☆印）取組をしていくことが重要です。

- マイバッグを持参し、レジ袋はもらわない
- マイボトルを持ち歩き、プラスチックのカップを減らす
- マイ箸を持ち歩き、プラスチックのスプーンやフォークを減らす
- プラスチック製のストローの使用を控える
- スーパーなどで食品を小分けにするポリ袋の使用を減らす
- 詰め替え用ボトルなど繰り返し使えるものを選ぶ
- 食品の保存はふた付き容器を使い、ラップの使用を減らす
- 買い物のときに簡易包装を頼む
- ☆海・川・山のレジャーではごみを持ち帰る
- ☆屋外で出たごみは家に持ち帰って処分する
- ☆河川敷や海岸の清掃活動に参加する
- ☆ごみは所定の場所・時間に、分別して出す
- ☆ごみのポイ捨て、不法投棄はしない



■プラスチックごみ

資料：政府広報オンラインより作成

# 取り組もう

## 事業者

- 排水基準をはじめ、大気環境や水質などに関する法令等の遵守を徹底します。
- 市と公害防止協定等を結び、積極的な環境保全と公害の未然防止に努めます。
- 市で実施する法令等に基づく立入検査に協力するとともに、自主的な調査データ等を積極的に公開します。
- 低農薬栽培や有機栽培、持続可能な農業への転換及び堆肥の適正化を図り、農業による水質汚濁負荷の低減に努めます。
- 畜産業における適正な家畜排せつ物たい肥化施設、負担軽減施設及びし尿処理施設の整備や維持管理を徹底します。また、養殖業における給餌量等の適正化を図り、水質汚濁負荷の低減に努めます。
- 法令等に基づき、騒音、振動、悪臭等の様々な公害に関する規制基準を遵守し、施設の維持管理やモニタリング調査等を実施するとともに、苦情相談が寄せられた際には、適切に対応します。
- PRTR法※に基づき、工場や事業所等における有害化学物質※の適正な保管、使用、輸送及び廃棄を徹底します。また、新たな有害化学物質※に関する正確な情報の把握に努めます。
- 市が行う放射線対策に協力します。
- 新たな環境問題については、常に関心を持ち、最新情報の入手に努めるとともに、環境負荷の低減が必要なものについては、速やかに対応します。
- 除草剤や害虫駆除剤等の有害化学物質※を含む製品等の使用に関するポジティブリストの徹底などの法令遵守、生産履歴帳の推進とともに、安全管理を徹底し、製品の使用者に対しても適切な使用方法や危険性についての情報を提供します。
- 土地の埋立て等に際しては、法令等を遵守します。
- 法令や要綱等を守り、適正な開発を行うとともに、開発の技術基準に基づき、開発規模に応じた公園や緑地、道路等、適切な都市施設の整備を行います。

## コラム

### ～不法投棄・不適正な残土埋立てに注意～

使っていない土地などで「一時的に資材置き場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋立ててあげます」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋立てられたりする事例が発生しています。

これらの責任や処分費用の負担は、行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

不法投棄・不適正な残土埋立てを防ぐために、所有地は適正に管理しましょう。



■不法投棄状況

# 一人ひとりが取り組もう

## 行動方針 4.3 快適で潤いのあるまちをつくろう

### 市民

- 地区計画や建築協定等の仕組みを積極的に活用し、計画的に住宅地環境の保全や景観形成を図ります。
- 交通ルールを守り、違法駐車・駐輪はしないようにします。
- 空き家の適正な管理に努めます。
- 水郷らしさ、地域らしさが感じられる場所やまちなみの発見・発掘に努め、広報への寄稿やインターネット、SNS等により、情報発信します。
- 地域文化の伝承活動等を行うサークルや民間団体、ワークショップや懇談会などの地域のまちづくり活動に参加や協力をします。
- 市と連携し、所有する指定文化財の適切な維持や管理をするとともに、市の歴史、文化の認識を深め、地元に伝わる昔話や風習について学び、地域文化を伝承・継承していきます。

### 事業者

- 交通ルールの遵守を徹底します。
- 埋蔵文化財包蔵地における開発や建築等に際しては、市の助言や指導に基づき、適正な保護又は発掘調査を実施します。

### コラム

#### ～空き家の適正管理～

近年、全国的に空き家が増加し大きな社会問題となっています。

管理不全な空き家の増加は、倒壊等保安上の危険、火災の危険性、公衆衛生の悪化、景観の阻害など、多岐にわたる問題が懸念されます。

##### ●空き家を放置するとこんな危険が！

- ・壊れた窓ガラスが落ちて通行者に怪我
- ・不審者の侵入
- ・ごみの不法投棄
- ・放置された庭木に害虫が発生
- ・建物の傷みから倒壊の危険性 等



■管理不全な空き家

## 【基本目標5】 あらゆる世代が環境保全に取り組むまちを目指して

### 【行動方針5.1】 環境について知り、学び、情報を共有しよう

#### 市の行動

##### 5.1.1 環境教育・環境学習の推進

- 学校における環境学習や環境に関する情報の提供を行うなど、教育、啓発活動の充実を図ります。
- 地域の環境の状況、環境の保全や創造のための仕組み等に関する知識や理解を深めるため、小・中学校等に向けた副読本等を作成・活用するなど、環境教育等の充実を図ります。
- 様々な環境をテーマとする講習会や、ごみ処理施設等の見学会などを充実させ、市民・事業者・市職員への環境保全に関する知識や技術の普及、意識の高揚を図ります。
- 市職員による出前講座の拡充など、行政の持つ環境関連の知識や技術を広く市民に提供する体制を強化します。
- 環境教育や環境学習に関する学校間の連携、高等学校・大学・大学院・研究機関等との連携、市民・民間団体・事業者等あらゆる主体の連携を図ります。

##### 5.1.2 環境情報の共有化の推進

- 環境白書による環境情報や計画の進行情報のほか、環境イベント等についても、広報紙やホームページ等により情報を公開・提供し、多面的な情報提供体制を整備します。
- つーチャンネットの運営等により、地球温暖化対策などの環境情報のほか、国や県の取組情報についても発信や共有に努めます。
- 情報発信や交流を目的としたイベント等を充実するとともに、市民や事業者に対し、国や県などの広域的なイベントや環境保全等の活動についての情報提供を行います。
- 子ども向けに環境について学ぶ機会を設けるとともに、つしまるエコキッズクラブ※メール配信サービスで、環境学習に関するイベント等の情報提供を行い、参加しやすい体制の構築に努めます。

---

## 【行動方針 5.2】

### 各主体が各場面で連携し、行動しよう

---

#### 市の行動

---

##### 5.2.1 行動実践者の拡大と各主体の連携の推進

- 地球環境問題や各種環境の保全、創造に関するイベントへの参加機会に関する情報を提供し、市民や事業者の交流を促進します。
- 県等との連携により、調査研究、環境学習、市民活動への支援などを通じた霞ヶ浦や河川の環境施策を推進します。
- 土浦市エコパートナー事業※を推進し、協定に基づく事業者の積極的な環境保全活動を促すとともに、参加事業者に対する認定・支援を行い、環境保全に向けた市と事業者の連携を強化・拡大します。
- 市民・民間団体・事業者・市の協働組織である土浦市環境基本計画推進協議会や、土浦市さわやか環境推進員※、土浦市まちづくり市民会議（各地区市民委員会）等とともに、地域ぐるみの環境保全等の活動を支援・展開していきます。
- 各自治体の住民等との交流を育むため、広域住民が参加可能な交流イベント等や共同事業等を企画し、実施します。



環境展



桜川河川敷清掃活動

#### ■土浦市環境基本計画推進協議会の活動

# 一人ひとりが取り組もう

## 行動方針 5.1 環境について知り、学び、情報を共有しよう

### 市民

- 市や市民団体等が主催する環境教育や環境学習の機会に積極的に参加します。
- 常日頃から自主的な環境学習に努めるとともに、家族やサークル等による環境教育や環境学習を行います。
- 自主的な環境調査等を実施し、地域環境等への知識や理解を深めるとともに、市や民間団体に情報を提供します。
- 市民や民間団体によるシンポジウムなどの情報発信イベントに参加し、情報の交換や各主体間の交流を深めます。

### 事業者

- 環境関連の知識や技術を高める研修や講習等を自主的に実施するほか、従業者への環境教育や環境学習を充実します。
- 市や市民団体等が主催するシンポジウムやキャンペーン等の情報発信イベントに対し、支援を行います。
- 工場見学や農業体験など、事業活動を生かした学習の機会を提供します。
- 行政や業界団体等が主催する研修や講習等に積極的に参加します。
- 各種講習や環境教育、環境学習の機会に講師や技術者等を派遣します。
- 市と市民で実施する環境調査等へのボランティア参加や機材の提供、経済的な支援をします。
- 事業等に伴う環境関連情報の収集や蓄積に努めます。
- 事業者又は事業者団体の持つ環境データや保全技術等の情報を提供します。
- 市の保有する事業者情報の開示等に協力します。



■桜川エコアドベンチャーツアー



■湖上セミナー

# 一人ひとりが取り組もう

## 行動方針 5.2 各主体が各場面で連携し、行動しよう

### 市民

- 町内会への加入など、地域のコミュニティ活動に積極的に参加し、地域の環境保全等の活動の企画や運営に取り組みます。
- インターネットやSNS等を活用し、他市町村や海外の市民等との環境関連情報の交換、環境に関する意見の交換等を行います。
- 県や国、又は広域的な活動を展開している民間団体のイベントや環境保全等の活動に参加します。

### 事業者

- 県や国で実施している環境の保全や創造のための施策やイベント等に参加や協力をします。
- 土浦市エコパートナー事業※に参加し、市との連携による環境保全活動を展開します。
- 事業者相互の連携や情報交流の促進、技術の交換など、協働による環境保全等の活動や事業等を展開します。
- 広域的な活動を展開している民間団体の環境保全等の活動を支援します。



■霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦



■節電街頭キャンペーン

## 第5章 リーディングプロジェクト

### 1. リーディングプロジェクト設定の考え方

第2章では、本市を取り巻く主な環境課題として、以下の7点を取り上げました。

- 課題1 さらなる霞ヶ浦の水質改善に取り組み、真に美しい水郷のまちを実現する必要がある
- 課題2 豊かな生物多様性を支える里山の風景を保全する必要がある
- 課題3 これまでの低炭素社会から「脱炭素社会」の実現に向けて、行動を強化する必要がある
- 課題4 さらなるごみの減量とリサイクルを進める必要がある
- 課題5 市民一人ひとりの生活におけるマナー、モラルを向上し、都市生活型公害を防止する必要がある
- 課題6 本市を彩る水郷の歴史と文化を保全する必要がある
- 課題7 都市の快適性や魅力を高め、都市環境の質を向上する必要がある

これらの課題は、第4章で示した三者協働による行動で着実に解決していく必要があります。

一方で、本計画は、令和13（2031）年度までの10年間で実施する環境課題に対する取組の基本的な考え方を示したものです。

しかし、速いスピードで変化する環境を取り巻く社会情勢を勘案すると、着実な進行管理のもと、その時々の情勢に見合った環境問題に柔軟に取り組んでいく必要があります。

このことから、以下の視点により、本計画の前期期間（5年間）で強力に取り組むべき事項を、リーディングプロジェクトとして設定します。

- ・本市にとって、早急に解決が必要な課題に対する取組であること
- ・次世代を視野に入れた長期的な環境づくりに資する取組であること
- ・環境を取り巻く社会情勢や要請に対する取組であること

これらの視点を勘案し、以下の3つのリーディングプロジェクトを設定します。

#### 【リーディングプロジェクト1】

ゼロカーボンシティつちうらの実現推進プロジェクト

#### 【リーディングプロジェクト2】

豊かで健全な生物多様性が息づくまち つちうらの実現推進プロジェクト

#### 【リーディングプロジェクト3】

あらゆる場面で資源が循環するまち つちうらの実現推進プロジェクト

リーディングプロジェクトについては、数値目標に基づく進行管理のもと、着実な施策の展開を図っていくこととします。また、本計画の後期期間となる6年目以降へバトンタッチできるような仕組みづくりのための取組も位置付けるものとします。

あわせて、各リーディングプロジェクトの推進は、第4章に示した以下の基本目標の達成が期待されます。

#### ■リーディングプロジェクトの推進により目標達成が期待される基本目標

リーディングプロジェクト	目標達成が期待される基本目標
【リーディングプロジェクト1】 ゼロカーボンシティ つちうらの実現推進プロジェクト	★【基本目標3】 気候変動に適応した脱炭素社会を目指して 【基本目標4】 健康で安心して暮らせる循環型社会を目指して 【基本目標5】 あらゆる世代が環境保全に取り組むまちを目指して
【リーディングプロジェクト2】 豊かで健全な 生物多様性が息づくまち つちうらの実現推進プロジェクト	★【基本目標1】 霞ヶ浦をはじめとする美しい水郷とともに生活できるまちを目指して ★【基本目標2】 多様な生物と共生できるまちを目指して 【基本目標4】 健康で安心して暮らせる循環型社会を目指して 【基本目標5】 あらゆる世代が環境保全に取り組むまちを目指して
【リーディングプロジェクト3】 あらゆる場面で 資源が循環するまち つちうらの実現推進プロジェクト	【基本目標1】 霞ヶ浦をはじめとする美しい水郷とともに生活できるまちを目指して 【基本目標3】 気候変動に適応した脱炭素社会を目指して ★【基本目標4】 健康で安心して暮らせる循環型社会を目指して 【基本目標5】 あらゆる世代が環境保全に取り組むまちを目指して

★は、特に目標達成が期待される基本目標

---

## 【リーディングプロジェクト1】 ゼロカーボンシティつちうらの実現推進プロジェクト

---

### (1) SDGsとの関連

本リーディングプロジェクトは、SDGs のうち、「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」、 「13 気候変動に具体的な対策を」に資する取組となります。



### (2) リーディングプロジェクトを支える個別計画

本リーディングプロジェクトは、第二期土浦市地球温暖化防止行動計画※により推進するものとします。なお、同計画は、本計画の中間年度で見直しを行い、前期計画を推進していく中で解決できなかった課題や新たな課題を踏まえ、本計画の後期期間で取組の改善、強化を図っていくものとします。

### (3) 取組の内容

第4章で示した市の行動から、以下の行動を先導的に実施する取組として位置付けます。

- 地球温暖化防止やエコドライブ実践教室などの出前講座を行い、一人ひとりが実践できる地球温暖化対策の普及・意識啓発に努めます。
- 市民や事業者によるごみの分別徹底、減量化や資源化等の取組を促進します。
- 土浦市役所環境保全率先実行計画※を推進し、「COOL CHOICE※」やノーカーボンデーなどの様々な取組により、市役所におけるエネルギー対策を実施するとともに、温室効果ガス※の削減に取り組みます。
- 土浦市エコパートナー事業※を推進し、協定に基づく事業者の積極的な環境保全活動を促すなど、協働により温室効果ガス※の削減に取り組みます。
- ゼロカーボンシティ※や持続可能な社会の実現に向けた施策、地域の特性にあわせた取組等を検討し、推進します。
- 土浦市地球温暖化防止行動計画※に基づき、温室効果ガス※の排出削減に取り組むとともに、計画改訂時には、ゼロカーボンシティ※の実現を念頭に置き、より一層の温室効果ガス※の排出削減を推進します。
- 環境負荷の少ない住宅やビル等の普及を図るため、国や県などが行っている各種取組や支援事業等の情報を提供します。
- 公共施設に環境配慮型設備機器や再生可能エネルギー※を率先的に導入するなど、省エネルギーに配慮した公共施設を目指します。

- 分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理し熱回収※（サーマルリサイクル）を行い、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。
- 市民や事業者に向け、太陽光発電システムや太陽熱温水器などの再生可能エネルギー※、環境配慮型設備機器の普及啓発を図ります。また、太陽光発電の設置等については法令等の遵守徹底を推進し、あわせて、将来懸念される太陽光パネルの廃棄問題について情報収集し、新たな環境負荷の発生を未然に防止する対策を検討します。
- 省エネルギー化についての情報収集、意見交換を行い、省エネルギー化を促進するため、市民や事業者へ向けた情報提供等を行います。
- 公共施設などでのクールシェア※等を実施することで、省エネルギー対策、熱中症対策に取り組みます。

### ＜市民・事業者ができる取組例＞

#### エコドライブの実践

エコドライブは、燃費向上や安全運転につながり、地球環境だけでなく、お財布にも人にも優しい運転方法です。



■エコドライブ実践教室

##### ●エコドライブ 10 のすすめ

- ①自分の燃費を把握しよう
- ②ふんわりアクセル「e スタート」
- ③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ④減速時は早めにアクセルを離そう
- ⑤エアコンの使用は適切に
- ⑥ムダなアイドリングはやめよう
- ⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑨不要な荷物はおろそう
- ⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

資料：エコドライブ普及連絡会資料より作成

#### グリーンカーテンの実施

グリーンカーテンは、つる性の植物を窓の外に這わせることで、夏の直射日光による室内温度の上昇を抑え、さらに葉の蒸散作用で室内への放射熱を抑えて、家の周囲の表面温度の上昇を防ぐ効果があります。

土浦市環境基本計画推進協議会では、毎年グリーンカーテンコンテストを実施していますので、ぜひ参加しましょう。



■市民によるグリーンカーテン

#### (4) 数値目標

本リーディングプロジェクトの取組に対する指標として、以下の数値目標を位置付けるものとします。なお、数値目標は、第3章で示した5つの基本目標との関連性についても位置付けることで、計画全体が目標に向かって適切に進められているかどうかの評価指標としても活用します。

#### ■数値目標

目標項目	基準値	目標値	関連する基本目標
市全体の温室効果ガス排出量（環境省による遡及修正後の数値）	2,609千t-CO <sub>2</sub> H25（2013）	国の削減目標と同じとする R12（2030） ◎2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ	3
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量※1	44,464 t-CO <sub>2</sub> H25（2013）	26,678 t-CO <sub>2</sub> R12（2030） ◎2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ	3
市の事務事業に伴う省エネ法エネルギー消費原単位削減率（市長部局）	R2（2020）年度エネルギーの使用に係る原単位	5年度間平均原単位変化 R3（2021）～R7（2025）：1%削減	3
市の事務事業に伴う省エネ法エネルギー消費原単位削減率（教育委員会）	R2（2020）年度エネルギーの使用に係る原単位	5年度間平均原単位変化 R3（2021）～R7（2025）：1%削減	3
公用車の電動車導入率※2	6.3% R2（2020）	51.9% R13（2031）	3
エコドライブ宣言者数	1,747人 R2（2020）までの累計	3,000人 R13（2031）までの累計	3・4・5
地球温暖化防止啓発人数 注1	4,511人 R1（2019）	延べ約45,000人 R4（2022）～R13（2031）	3・4・5
エコパートナー事業参加企業数	34事業者 R2（2020）までの累計	45事業者 R13（2031）までの累計	3・5
グリーンカーテンコンテスト・花いっぱい運動コシンクール応募数	253件 R2（2020）	延べ2,500件 R4（2022）～R13（2031）	3・4

※1 第四期土浦市役所環境保全率先実行計画（中期計画）の数値目標（R2策定 R7見直し）

※2 公用車管理・更新計画の数値目標（R3策定 R6見直し）

注1 節電街頭キャンペーん、土浦市環境展等のイベントや出前講座等で啓発した人数

◎ ゼロカーボンシティ宣言による目標

---

## 【リーディングプロジェクト2】 豊かで健全な生物多様性が息づくまち つちうらの実現推進プロジェクト

---

### (1) SDGsとの関連

本リーディングプロジェクトは、SDGsのうち、「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさも守ろう」に資する取組となります。



### (2) リーディングプロジェクトを支える個別計画

本リーディングプロジェクトのテーマとなる生物多様性※の保全や自然環境に関する個別計画は、現状ではない状況となっています。このことから、本計画の中間見直し時において、後期期間での取組を位置付けた（仮称）土浦市生物多様性地域戦略※を策定するものとします。

また、本市の長年の重要課題となっている霞ヶ浦をはじめとする水質環境の改善については、第三期土浦市生活排水対策推進計画※により推進していくものとします。

### (3) 取組の内容

第4章で示した市の行動から、以下の行動を先導的に実施する取組として位置付けます。

- 関係機関等と連携し、水辺の植生の修復や生態系に配慮した多自然型護岸の整備と適正な管理による水辺づくりなどを進め、生物の生息環境の保全と修復、水辺の自然の浄化能力の向上等を図ります。
- 霞ヶ浦の水質浄化に向けて、広報紙、ホームページ等を通じて日常生活における一人ひとりの取組や補助制度をPRし、市民意識の啓発を図ります。
- 生活排水対策、汚濁負荷削減に有効である公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備を推進するとともに、未接続世帯への接続を促進します。
- 霞ヶ浦などの水質浄化や排水対策を図るため、高度処理型浄化槽※の普及、浄化槽の保守点検実施の徹底を推進します。
- 県と連携し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の各種法や県・市の条例、企業との協定等に基づいた規制基準の遵守、監視、指導、調査、情報収集・情報提供等を行い、生活環境の保全及び公害の未然防止に努めます。
- 土浦市生活排水対策推進計画※に基づき、流域の住民や事業者と連携した、きめ細やかな浄化対策を推進します。
- 関係機関等と連携して、霞ヶ浦や里山※などにみられる多様な生態系や貴重な種の保護、生息環境の維持等に努めます。

- 市域における種の分布や生態系の変化等を把握するために、自然環境調査の実施や市民団体等との連携など、多様な手法での情報収集に努めます。
- ペットや外来生物の放出・放流防止等についての意識啓発を行うとともに、外来生物の情報収集を行い、生態系等へ悪影響を及ぼす場合は、関係機関等と連携して監視、捕獲、駆除など外来生物対策を検討し、推進します。
- 国・県や関係機関との連携のもと、アライグマ防除実施計画（県）、オオキンケイギク防除実施計画（市）等に基づく計画的な防除対策を推進します。
- 桜川エコアドベンチャーツアーや中学生水環境研修会などの開催、身近な水環境の全国一斉調査、霞ヶ浦流入河川一斉調査への参加などにより、地域の水辺環境や水質浄化への意識啓発を図ります。
- 市民団体や国・県等と連携し、自然観察会や河川の水質調査等を推進し、生物多様性※や環境保全に対する意識の醸成を図ります。
- 生態系などの自然環境への配慮の下、市域の水辺環境や里山環境をまちづくりに活用し、湖岸や河川敷を利用した親水公園や遊歩道、多自然型護岸、湖畔林、環境に配慮した道路の整備など、自然と共生したまちの創造を図ります。

### ＜市民・事業者ができる取組例＞

#### 浄化槽の点検

浄化槽は、微生物などの働きにより、排水をきれいにする装置ですが、保守と点検を定期的に行うことによってはじめてその機能が発揮されます。

年1回以上の清掃と、年に3~4回の保守点検を行う必要があります  
(10人槽以下の家庭用浄化槽の場合)。また、年に1回外観検査や水質検査などを行う「法定検査」を受ける必要があります。



#### 外来生物の被害予防

外来生物は人間の活動によって、それまで生息していないかった地域に持ち込まれた生物のことをいい、種によって在来種の捕食、在来種と食物や生息環境の競合、近縁種と交配が起こるため生物多様性※損失の大きな原因となっています。

生態系以外にも、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすおそれもあることから、外来種被害予防三原則を守り、外来生物の被害を予防しましょう。

##### ● 外来種被害予防三原則

- 1 入れない 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ入れない
- 2 捨てない 飼養・栽培している外来種を適切に管理し、捨てない
- 3 拡げない 既に野外にいる外来種を他の地域に拡げない

また、外来生物のうち、外来生物法に基づく「特定外来生物※」に指定された種は、法でその飼養、保管、運搬、輸入などの取り扱いが規制されています。



資料:環境省資料より作成

■アカミミガメ

#### (4) 数値目標

本リーディングプロジェクトの取組に対する指標として、以下の数値目標を位置付けるものとします。なお、数値目標は、第3章で示した5つの基本目標との関連性についても位置付けることで、計画全体が目標に向かって適切に進められているかどうかの評価指標としても活用します。

#### ■数値目標

目標項目	基準値	目標値	関連する基本目標
1日当たりの生活系排水排出負荷量及び1日1人当たりの排出負荷量（原単位）※1	H29（2017）	R9（2027）	
BOD	排出負荷量	401 kg/日	1・4
	原単位	2.81 g/日・人	
COD	排出負荷量	472 kg/日	1・4
	原単位	3.31 g/日・人	
窒素	排出負荷量	326 kg/日	1・4
	原単位	2.28 g/日・人	
りん	排出負荷量	21.5 kg/日	1・4
	原単位	0.151 g/日・人	
公共下水道水洗化率※1	94.0% H29（2017）	96.0% R9（2027）	1・4
高度処理型浄化槽設置基數 <sup>注1</sup>	679基 R2（2020）までの累計	976基 R13（2031）までの累計	1・4
浄化槽法11条検査受検率※1	29.0% H29（2017）	60.0% R9（2027）	1・4
事業場水質検査適合率	69.8% R2（2020）	100% R13（2031）	1・4
霞ヶ浦水質浄化啓発人数 <sup>注2</sup>	751人 R1（2019）	延べ約7,500人 R4（2022）～R13（2031）	1・5
自然観察会実施回数	年2回 R2（2020）	年2回以上実施	2・5
アライグマ捕獲頭数	65頭 R2（2020）	延べ650頭以上 R4（2022）～R13（2031）	2

※1 第三期土浦市生活排水対策推進計画の数値目標（H30策定 R5見直し）

注1 窒素・りん型、窒素型の合計

注2 霞ヶ浦ドクター養成講座、桜川エコアドベンチャーツアー等の環境学習参加者数や霞ヶ浦の日キャンペーン等で啓発した人数

---

## 【リーディングプロジェクト3】 あらゆる場面で資源が循環するまち つちうらの実現推進プロジェクト

---

### (1) SDGsとの関連

本リーディングプロジェクトは、SDGs のうち、「12 つくる責任 つかう責任」に資する取組となります。



### (2) リーディングプロジェクトを支える個別計画

本リーディングプロジェクトは、第3次土浦市ごみ処理基本計画※（以下、第3次計画）により推進するものとします。なお、同計画は、本計画の中間年度と同時期に見直しを行い、前期計画を推進していく中で解決できなかった課題や新たな課題を踏まえ、本計画の後期期間及び第3次計画の後期期間で取組の改善、強化を図っていくものとします。

### (3) 取組の内容

第4章で示した市の行動から、以下の行動を先導的に実施する取組として位置付けます。

- 土浦市ごみ処理基本計画※に基づいたごみの適正処理を行い、ごみの減量・資源化、清掃センター等の延命化に取り組みます。また、汚泥再生処理センターを活用した有機性廃棄物の資源化を行います。
- 県や地域住民との連携、パトロールの強化や意識啓発などの取組により、ごみの不法投棄の防止、産業廃棄物及び残土等の適正処理を推進します。
- 廉食用油の回収・リサイクルに取り組みます。
- 食品ロス※や給食の食べ残しの削減に努め、給食の食べ残しは堆肥化等を推進するなど、食料ごみの排出抑制・有効活用に取り組みます。
- 市民や事業者等に対し、グリーン購入※や地域の環境保全などの環境配慮行動について普及を図ります。
- 事業系ごみ※については、排出者責任のもと、発生抑制・減量化、分別を強化し、さらなる削減を図ります。
- 不法投棄を未然に防止するため、土地の所有者及び管理者に対して、管理方法の助言等及び自己管理の徹底を促します。
- 環境美化運動（ごみゼロの日等）、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、広報紙等による啓発を推進し、市民・事業者・市が一体となった環境美化活動の定着を図ります。

## <市民・事業者ができる取組例>

### ごみの分別・減量

本市では、ごみ減量のため、「1人1日おにぎり1個(100g)分ごみを減らそう」をテーマとして「土浦市民のごみ減量大作戦」を実施しています。

本キャンペーンでは、ごみの正しい分別(資源ごみのリサイクル、生ごみの水気をしぼるなど)、3R※(リデュース・リユース・リサイクル)の実践、食品ロス※の削減を呼びかけています。



### 廃食用油の回収

本市及び土浦市家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化と地球温暖化対策を目的に、平成22(2010)年度から家庭用廃食用油の拠点回収を行っています。

回収した廃食用油からはバイオディーゼル燃料が作られ、公用車の燃料などに使われています。使い終わった食用油は適正に処分するか、廃食用油の回収に協力しましょう。

#### ●回収できる油

サラダ油、なたね油、コーン油、ごま油、べに花油、ひまわり油、大豆油、落花生油、オリーブ油、亜麻仁油

#### ●回収ボックスへの出し方

- ・油を軽くこし、冷ましてから必ずペットボトルに入れてください。
- ・キャップは固く締めてください。



■正しく出された廃食用油



■店舗等に設置した回収ボックス

#### (4) 数値目標

本リーディングプロジェクトの取組に対する指標として、以下の数値目標を位置付けるものとします。なお、数値目標は、第3章で示した5つの基本目標との関連性についても位置付けることで、計画全体が目標に向かって適切に進められているかどうかの評価指標としても活用します。

#### ■数値目標

目標項目	基準値	目標値	関連する基本目標
ごみ排出量 (資源回収を含む) <sup>※1</sup>	49,762 t R2 (2020)	40,461 t R13 (2031)	4
1人1日当たりの排出量 <sup>※1</sup>	960 g R2 (2020)	863 g R13 (2031)	4
リサイクル率 <sup>※1</sup>	21.4% R2 (2020)	31.4% R13 (2031)	4
最終処分量 <sup>※1</sup>	6,290 t R2 (2020)	4,855 t R13 (2031)	4
廃食用油回収量	24,164 L R2 (2020)	28,000 L R13 (2031)	1・3・4
清掃活動参加者数 <sup>注1</sup>	約36,000人 H30 (2018)	約36,000人 R13 (2031)	1・4・5

※ 1 第3次土浦市ごみ処理基本計画の数値目標 (R3 策定 R8 見直し)

注 1 関東地方環境美化運動の日（ごみゼロの日）、霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦の参加者数



■分別収集



■子ども会廃品回収

## 第6章 計画の推進と進行管理

### 1. 推進体制

#### (1) 土浦市環境基本計画推進協議会

市民や事業者の役割分担や取組の具体化について話し合い、本計画を市民・事業者の立場から推進していくための組織です。

協議会は、本計画に位置付けられた市民や事業者の取組を推し進めていくため、各地区の市民委員会の環境部や市民団体、事業者団体等で活動する市民・事業者で構成されています。

組織は、全体会と役員会、3つの部会（循環型社会形成部会、自然共生・まち部会、参加・学習部会）に細分化し、各部会に課せられた役割分担のもと、市からの本計画の進捗状況の報告等を受け、市に対し助言・提言するとともに、市民・事業者の取組の牽引役として、広く市民・事業者の取組を促進していきます。

#### (2) 環境政策推進会議

本計画に掲げた施策を推進するとともに、府内各課で実施した環境施策の状況を把握し、進行管理を行うため、部長職等により構成する「環境政策推進会議」により、環境施策を総合的・計画的に推進します。

#### (3) 環境審議会

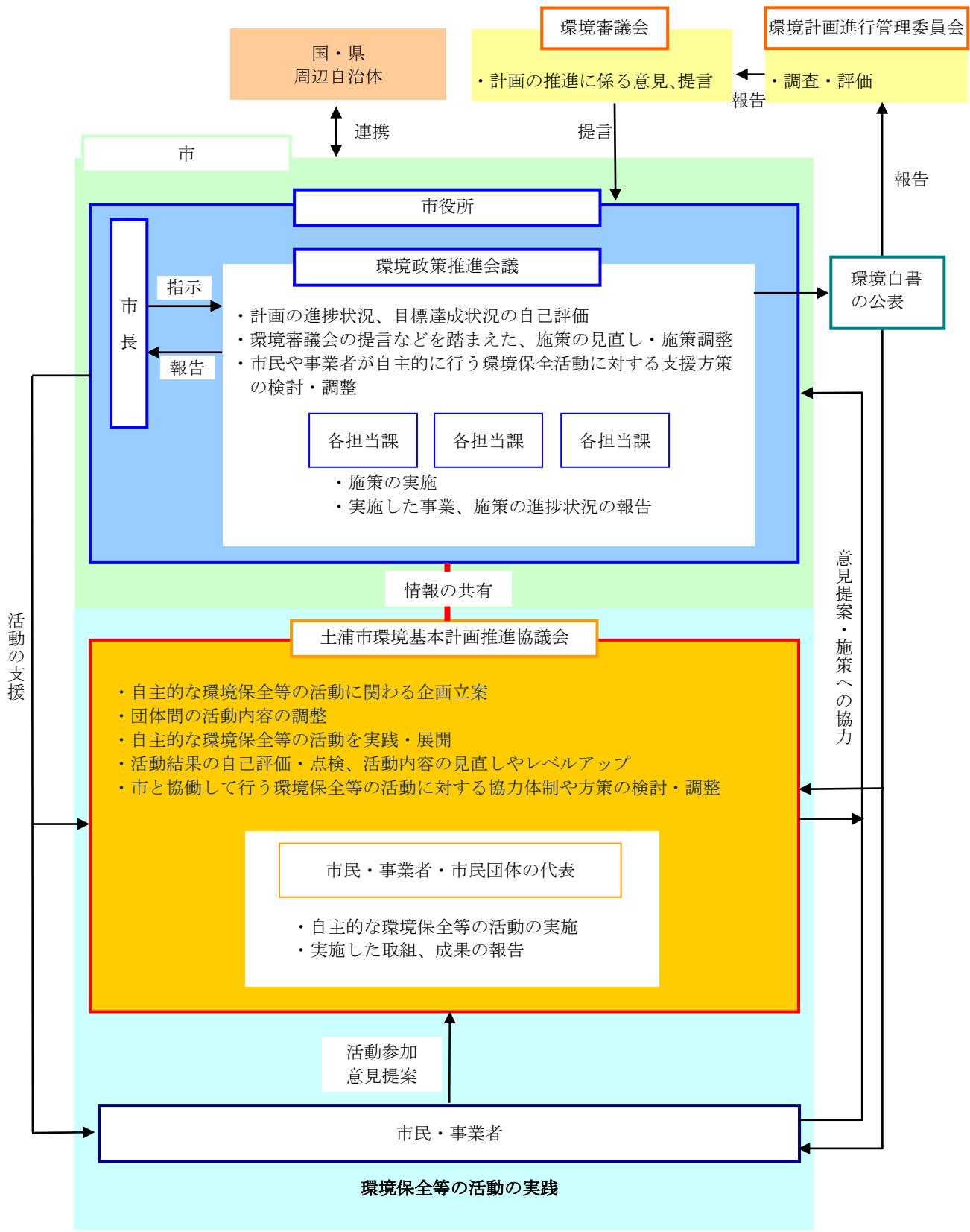
本計画の進捗状況等について、客観的な立場から意見を聴取することを目的に、土浦市環境基本条例※に位置付けられている組織である「環境審議会」に報告し、意見・提言を受けます。

#### (4) 環境計画進行管理委員会

本計画の進捗状況等について、客観的な立場から外部監査を行うため、土浦市環境基本条例※に位置付けられている組織である「環境計画進行管理委員会」による調査・評価を行います。

#### (5) 広域的な連携

霞ヶ浦の水質汚濁や大気汚染、放射性物質対策、地球温暖化問題など、広域的な対応や取組が求められる課題については、国や県、周辺自治体と緊密な連携を図りながら、広域的な視点により環境施策の推進に努めます。



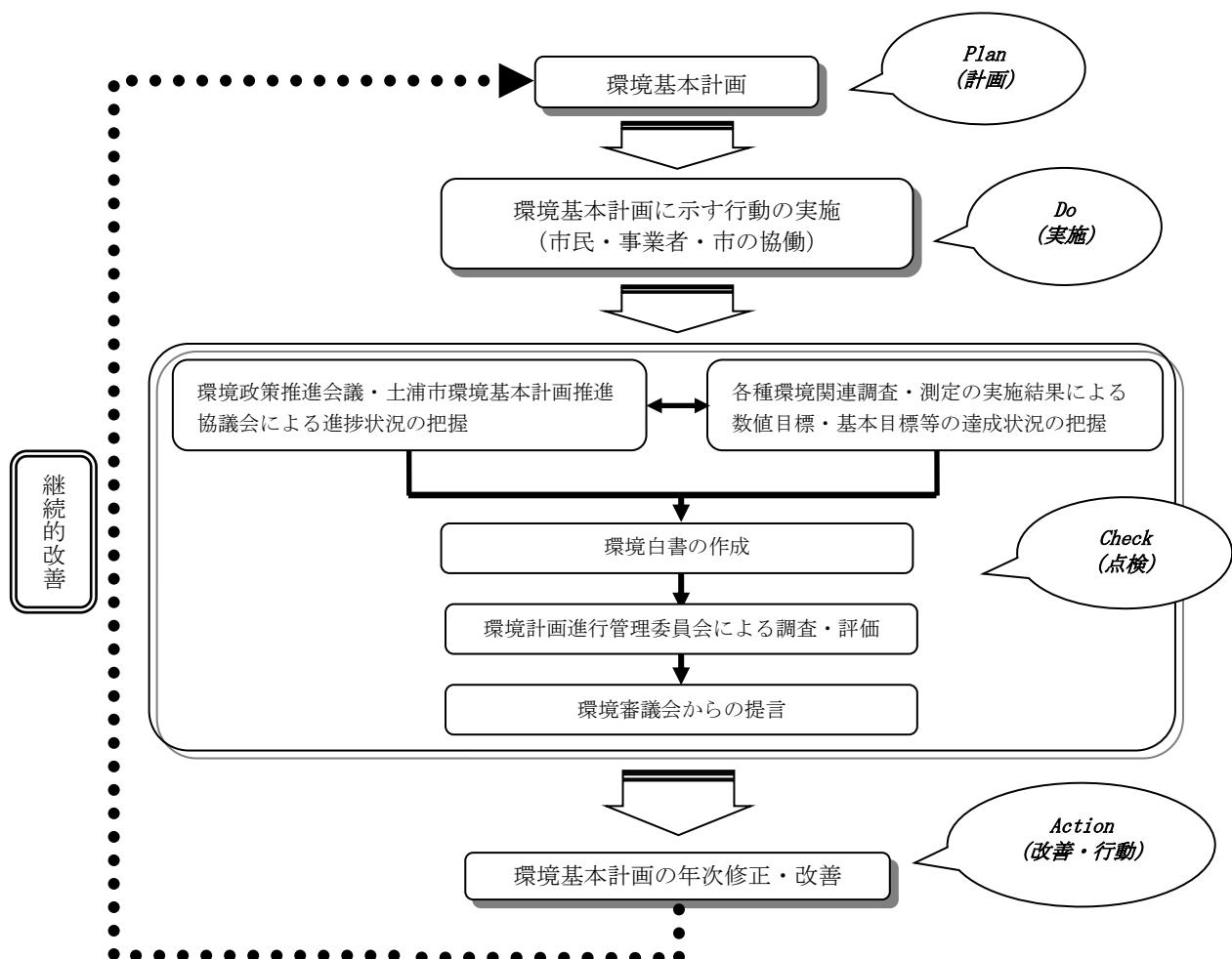
## 2. 進行管理方法

### (1) 進行管理の考え方

本計画の実行性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施・運用、継続的な改善・行動までの一連の流れを、Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（点検）→ Action（改善・行動）のサイクルと市民や事業者に開かれた評価システムにより、様々な視点からの進捗状況の把握、評価を行っていきます。

計画及び施策の実施状況は、府内の横断的な計画の推進組織である「環境政策推進会議」及び市民・事業者の行動の推進組織である「土浦市環境基本計画推進協議会」によって定期的に把握・調査します。

これらの調査結果は、「環境白書」の発行などにより市民・事業者等への定期的な公表を行い、「環境計画進行管理委員会」による調査・評価、「環境審議会」からの意見・提言をいただき、継続的に内容を改善していきます。



## （2）計画の進行状況を点検する方法

### ①環境政策推進会議・土浦市環境基本計画推進協議会による進捗状況の把握

本計画の推進組織である「環境政策推進会議」及び「土浦市環境基本計画推進協議会」において、本計画の進捗状況や目標の達成状況について、自己評価を行います。

### ②各種環境関連調査・測定の実施結果による基本目標等の達成状況の把握

市は、各種環境関連調査や測定を実施し、環境状況を把握するとともに、環境基本計画に掲げられた基本目標等の達成状況について把握します。

特にリーディングプロジェクトにおいて設定した数値目標については、本計画の進捗を測る基本的な指標として位置付け、計画を客観的に評価しつつ、着実な進行管理を図ることとします。

また、定期的に市民等を対象とした環境アンケート調査を実施し、市民等の意識の変化や評価を広く聴取することとします。

### ③環境白書の作成

市は、「②各種環境関連調査・測定の実施結果による基本目標等の達成状況の把握」の内容等を中心に、毎年、「環境白書」として取りまとめを行い、市民へ広く公表していくこととします。

### ④環境計画進行管理委員会による調査・評価

本計画の進捗状況等について、客観的な立場から外部監査を行うため、土浦市環境条例※に位置付けられている組織である「環境計画進行管理委員会」による調査・評価を行います。

調査・評価の結果を受け、市は、本計画の年次修正・改善等、必要な措置を行うこととします。

### ⑤環境審議会からの提言

環境白書等を通じて、本計画の進捗状況や行動の改善等について、環境審議会からの提言等をいただきます。